

伊丹市健康づくり計画
(令和3年度～令和10年度)

令和6年度中間見直し改訂版

令和7年3月

伊 丹 市

目 次

第 1 章	計画の中間評価・見直しについて	1
1	計画の中間評価・見直しについて	1
2	計画策定後の国・県の動向	1
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	5
5	計画の評価方法	6
6	計画の中間評価及び見直し	6
第 2 章	計画の基本的な考え方	15
1	計画の基本理念と基本方針	15
2	計画の体系	17
第 3 章	健康づくり分野	18
1	「いたみすくすくプラン」と「いたみすこやかプラン」	18
2	「いたみすくすくプラン」と「いたみすこやかプラン」の基本目標	19
3	「いたみすくすくプラン」と「いたみすこやかプラン」の ライフステージ別の取組	21
4	「いたみすくすくプラン」「いたみすこやかプラン」の目標指標	45
第 4 章	食育推進分野（いたみ食育プラン）	48
1	食育推進分野（いたみ食育プラン）のめざす姿	48
2	基本目標	49
3	取組の体系	51
4	具体的な取組及び指標と目標値	52
第 5 章	保健医療分野	66
1	基本目標	66
2	保健医療分野の基本目標に基づく内容	67

第6章	自殺対策分野（自殺対策計画）	73
1	計画の趣旨	73
2	基本施策と重点項目	73
3	主な取組内容	75
4	自殺対策の目標値と指標	78
第7章	計画の推進に向けて	79
1	計画の進行管理及び評価・点検	79
資料編		81
1	関連事業一覧	82
2	計画見直しの経過等	91

第1章 計画の中間評価・見直しについて

1. 計画の中間評価・見直しについて

本市では、市民の健康寿命の延伸等の実現をめざし、健康に関連するすべての関係機関・団体・市民等が一体となって健康づくり運動を推進するため、「誰もが生涯を通じて自分らしく生きるための健康づくり」を基本理念とし、地域全体で健康づくりを推進し、市民一人ひとりが主体的に取り組めるよう「伊丹市健康づくり計画（令和3年度～令和10年度）を策定しました。

「伊丹市健康づくり計画（令和3年度～令和10年度）中間見直し」は、計画期間の中間年度である令和6年度に中間評価を行い、その結果をその後の健康づくり施策の推進に反映させるべく計画を見直したものです。

2. 計画策定後の国・県の動向

（1）健康づくりの動向

- 平成25年度開始の「健康日本21（第二次）」の計画期間が1年延長され、最終年度が令和5年度となりました。
- 令和5年に「健康日本21（第三次）」が策定され、令和6年度より開始されました。「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」のため、基本的な方向を「①健康寿命の延伸・健康格差の縮小」「②個人の行動と健康状態の改善」「③社会環境の質の向上」「④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」の4つとし、個人の行動と健康状態の改善及び社会環境の質の向上の取組を進めることで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小の実現を目指すこととされました。また、「健康日本21（第二次）最終評価」において、身体活動・運動分野の指標において、良好な結果が得られず、その原因として、機械化・自動化の進展や移動手段の発達等、生活環境の変化による労働場面、家庭場面、移動場面における歩行機会の減少や、運動を実施するための啓発あるいは環境整備に向けた働きかけが不十分であったことなどが挙げられたことから、これらの状況を踏まえ、身体活動・運動分野の取組をさらに推進するため、「健康づくりのための身体活動・運動ガイド 2023」が策定されました。

加えて、同最終評価においては、休養分野の指標についても低調であったことから、休養・睡眠分野の取組をさらに推進するため、健康づくりに寄与する睡眠の特徴を国民にわかりやすく伝え、より多くの国民が良い睡眠を習慣的に維持するために必要な生活習慣を身につける手立てとなることを目指し、「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」が策定されました。

- 平成27年度に開始された「健やか親子21（第2次）」については、令和6年度までの期間において、すべての成育過程にある者等が健やかに育つ社会の実現に向け取組が推進されており、令和元年に中間評価が実施されました。
- 平成30年に成育基本法が成立、令和元年12月より施行され、同法に基づき、成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とした「成育医療等基本方針」（令和2年度～令和4年度）が示されました。
- 「成育医療等基本方針（第2次）」については、母子保健の国民運動として実施してきた「健やか親子21（第2次）」及び成育医療等基本方針の評価指標、最終目的や課題等が重複することから、「健やか親子21（第2次）」を当基本方針に基づく国民運動として位置づけた上で、医療、保健、教育、福祉など、より幅広い取組を推進するものとして令和4年度に策定され、令和5年度より開始されました。また、第2次基本方針に基づく普及啓発については、国民に広く認知されることを視野に、長年使用してきた「健やか親子21」という名称を引き続き使用するものとされました。
- 令和3年2月より、予防接種法に規定される臨時接種として接種が開始された新型コロナウイルスについて、令和6年3月をもって全額公費負担による接種が終了し、同年10月からは、B類定期接種として、高齢者を対象に一部公費負担による接種が開始されました。
- 平成25年度より定期接種が開始されたHPVワクチン接種については、同年6月より、国によりその積極的な接種勧奨が中止されていましたが、令和4年度より、積極的勧奨の再開及び接種の機会を逃した方に対するキャッチアップ接種が開始されました。

（2）食育の動向

- 令和3年に「第4次食育推進基本計画」が策定され、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」を3つの柱として、これらがSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進するための取組が開始されました。

(3) 保健医療の動向

- 令和2年1月に国内初の感染者が確認されて以降、新型コロナウイルス感染症は、我が国においても急速に感染拡大し、国民の生命を脅かし、生活様式の変容を余儀なくされるなど、多大なる影響を及ぼしました。その後、新型コロナワクチン接種の推進等が功を奏し、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月よりそれまで感染症法における第2類相当とされていましたが、法改正により第5類感染症に位置付けられました。
- 令和5年に兵庫県保健医療計画が改定され、それまでの5疾病5事業及び在宅医療に加え、6事業目として「新型感染症発生・蔓延時における医療」が追加された他、基準病床の改定、医師確保計画・外来医療計画をはじめとした記載内容について所要の更新が施され、令和6年度より開始されました。
- 令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が閣議決定され、兵庫県においては、令和6年度中の改定に向けて「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直し作業が進められています。

(4) 自殺対策の動向

- 令和4年10月に「自殺総合対策大綱」が見直され、新たに「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取り組み強化」「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」について示されました。

3. 計画の位置づけ

伊丹市健康づくり計画は、以下から構成されています。

(1) 健康づくり分野（いたみすくすくプラン・いたみすこやかプラン）

国が示す「成育医療等基本方針（第2次）」及び「健康日本21（第3次）」の地方計画です。市民一人ひとりがライフステージに応じて健康的な生活習慣を身につけ、関係機関・団体等をはじめとして、市民と行政が一体となって健康づくり運動を推進し、健康寿命を延ばせるように、健康づくりに対する基本的な考え方を取りまとめています。

(2) 食育推進分野（食育推進実践計画 「いたみ食育プラン」）

食育基本法に基づく、食育推進実践計画です。食育推進の方向性を定めるとともに、食に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本的な考え方を取りまとめた計画です。

(3) 保健医療分野

市民の健康で安全・安心な暮らしを確保するため、持続可能な地域医療体制の充実に向けて、保健医療施策の基本的な考え方や方向性を示した計画です。

(4) 自殺対策分野（自殺対策計画）

自殺対策基本法に基づく、「市町村自殺対策計画」です。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のため、本市のこれまでの取組を全庁的な自殺対策として発展させ、自殺対策を総合的に推進していく計画です。

第6次伊丹市総合計画【R3～10年度】

【主な関連計画】

伊丹市健康づくり計画 (R3～10年度)

- 健康づくり分野
(いたみすくすくプラン・
いたみすこやかプラン)
- 食育推進分野
(食育推進実践計画 「いたみ食育プラン」)
- 保健医療分野
- 自殺対策分野（自殺対策計画）



整合
・
連携

- 伊丹市国民健康保険データヘルス計画
- 伊丹市特定健康診査等実施計画
- 伊丹市地域福祉計画
- 伊丹市子ども・子育て支援事業計画
- 伊丹市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画
- 伊丹市障害者計画・伊丹市障害福祉計画
- 伊丹市教育振興基本計画
- 伊丹市男女共同参画計画 等

4. 計画の期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和10年度（2028年度）までの8年間を計画期間とします。令和6年度に見直しを行い、その評価をその後の健康づくり施策の推進に反映させます。



5. 計画の評価方法

「伊丹市健康づくり計画中間見直し」では、計画の中間見直しにあたり、これまでに設定した目標値に対する進捗状況を把握・評価し、計画の後期に向けて見直した結果取り組むべき内容を示しています。計画の評価にあたっては、健やか親子21（第2次）のための問診票によるアンケート調査、市国保特定健診質問票の集計結果等を踏まえ、行っています。計画において設定した指標について、令和3～5年度現状値と平成31（令和元）年度現状値（自殺率死亡率は平成27年）を比較し、令和10年度目標値に対する達成状況を以下の基準により評価しました。

- ◎：達成の水準にある
- 現時点において令和10年度目標指標の達成が見込まれるもの
- ：達成に向けて推移している
- 現時点において、達成に向けた推移ととれる傾向が見られるもの

6. 計画の中間評価及び見直し

◆ 健康づくり分野 ◆
いたみすくすくプラン
妊娠・出産期

めざす姿
■ 胎児の健やかな発育と妊産婦の心身の健康を守ろう

- 「妊娠11週以下での妊娠の届け出数の増加」は増加しており、達成の水準にあります。
- 「妊娠中の喫煙率・飲酒率」は目標値に向かって減少しています。
- 「産後1か月でEPDS9点以上の産婦の割合」はR3年度に増加しましたが、その後減少に転じています。
- 「妊娠・出産について満足している者の割合」はR3年度に減少しましたが、その後増加に転じています。

年代	指標の目安	対象となるデータ	現状値	実績値				達成 状況	目標値
			H31 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R10 年度		
妊 娠 ・ 出 産 期	妊娠11週以下での妊 娠の届け出数の増加	妊娠届出	94.1%	97.3%	96.3%	97.5%	◎	増加	
	妊娠中の喫煙率	乳児期（4か月児）	2.2%	1.1%	1.6%	1.3%	○	0.0%	
	妊娠中の飲酒率	乳児期（4か月児）	0.7%	0.3%	0.4%	0.4%	○	0.0%	
	産後1か月で※EPDS9 点以上の産婦の割合	出生連絡票	12.1%	13.7%	11.6%	10.6%	○	減少	
	妊娠・出産について 満足している者の割 合	産後、退院してからの1か月 程度、助産師や保健師等から の指導・ケアを十分に受ける ことができた人の割合	79.5%	72.4%	72.2%	77.8%	○	増加	

◎：達成の水準にある ○：達成に向けて推移している

- 追記
- ◆妊娠・出産期における目標指標については、全体として概ね良好に推移しているといえることから、引き続きこれまでの取組を推進します。
 - ◆妊婦本人の喫煙の影響等に限らず、受動喫煙防止の観点から、妊婦等へのたばこやアルコールの影響について、事業所や地域に対する啓発の強化を図ります。
 - ◆R4年度より開始した伴走型相談支援事業については、子ども・子育て支援法の改正により、R7年度より「利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）」として実施します。

※ EPDS：EPDS(Edinburgh Postnatal Depression Scale(エジンバラ産後うつ病質問票))は、産後うつ病のスクリーニングを目的として作られた自己記入式の質問票で、10項目の質問で構成されています。各質問とも0～3点の4段階での評価で、本市においては、10項目の合計30点満点に対し9点以上となった方について、保健師や助産師等の専門職による面接や相談を通じて、必要に応じて心理的負担の軽減に資する支援の実施または支援につなげる取組を行っています。

◆ 健康づくり分野 ◆
いたみすくすくプラン
乳幼児期
(0～5歳)

めざす姿

■ 子どもの健やかなことと体を育み、
規則正しい生活の基礎を身につけよう

- ・「う歯のない者の割合」は増加しており、達成の水準にあります。
- ・「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合」は増加しており、達成の水準にあります。
- ・「育てにくさを感じたときに対処できる親の割合」はR3年度に増加しましたが、その後減少に転じており、目標値との差が広がりました。
- ・「積極的に育児をしている父親の割合」は増加しており、達成の水準にあります。
- ・「子どものかかりつけ歯科医をもつ親の割合」は増加しており、達成の水準にあります。
- ・「家庭で事故防止の工夫をしている（していた）家庭の割合」は増加しており、達成の水準にあります。

年代	指標の目安	対象となるデータ	現状値	実績値				達成 状況	目標値
			H31 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R10 年度		
乳 幼 児 期	う歯のない者の割合	3歳児健診の歯科健診結果において、う歯のない人の割合	92.3%	89.6%	92.9%	93.2%	◎	増加	
	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	この地域で子育てをしたいと思う親の割合（4か月児、1歳6か月児、3歳児）	96.8%	97.2%	96.7%	96.7%	○	増加	
	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合（4か月児、1歳6か月児、3歳児）	83.7%	86.1%	84.7%	86.0%	◎	増加	
	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合（4か月児、1歳6か月児、3歳児）	87.8%	88.4%	87.3%	83.8%		95.0%	
	積極的に育児をしている父親の割合	育児をしている父親の割合（4か月児、1歳6か月児、3歳児）	63.3%	69.6%	69.4%	70.5%	◎	増加	
	子どもの救急相談先を知っている親の割合	小児救急電話相談（#8000）を知っている親の割合（4か月児）	70.3%	78.2%	78.0%	76.4%	○	90.0%	
	子どものかかりつけ医をもつ親の割合	子どものかかりつけ医をもつ親の割合（4か月児、3歳児）	93.1%	90.0%	89.6%	90.6%	○	増加	
	子どものかかりつけ歯科医をもつ親の割合	子どものかかりつけ歯科医をもつ親の割合（3歳児）	53.1%	61.6%	60.8%	57.0%	◎	増加	
	家庭で事故防止の工夫をしている（していた）家庭の割合	風呂場のドアを子どもが自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合（1歳6か月児）	46.8%	46.9%	49.8%	54.1%	◎	増加	

◎：達成の水準にある ○：達成に向けて推移している

- ◆乳幼児期における目標指標については、全体として概ね良好に推移しているといえることから、引き続きこれまでの取組を推進します。
- ◆「育てにくさを感じたときに対処できる親の割合」が減少し目標指標を大きく下回っていることから、子育て等に関する相談支援を受けることのできる窓口等について、乳幼児健診等の機会を捉えて周知に努めます。
- ◆受動喫煙防止の観点から、乳幼児へのたばこやアルコールの影響について、事業所や地域に対する啓発の強化を図ります。

◆ 健康づくり分野 ◆
いたみすくすくプラン
学童・思春期
(6～18歳)

めざす姿

■ 規則正しい生活を実践しながら
自立への準備をしよう

- ・「適正体重を維持している人の割合」のうち、「小学校6年生の男子のうち、肥満に該当する人の割合」は増加しており、目標値との差が広がりました。
- ・「適正体重を維持している人の割合」のうち、「小学校6年生の女子のうち、やせに該当する人の割合」は増加しており、目標値を上回っています。
- ・「う歯のない学童の割合」は計画策定時に比べて増加しており、直近3年間において達成の水準にあります。

年代	指標の目安	対象となるデータ	現状値	実績値			達成状況	目標値
			H31年度	R3年度	R4年度	R5年度		R10年度
学童・思春期	適正体重を維持している人の割合	小学校6年生の男子のうち、肥満に該当する人の割合	9.1%	10.5%	13.2%	13.6%		6.6%
		小学校6年生の女子のうち、やせに該当する人の割合	5.1%	2.8%	2.6%	4.1%		3.3%
	う歯のない学童の割合	小学校の歯科健診結果において、う歯のない学童の割合	52.2%	60.2%	62.3%	60.0%	◎	60.0%
	未成年者が飲酒することに対して、飲まない方が良いと思っている人の割合	中学生	86.3%	—	—	—	—	100%
		高校生	81.9%	—	—	—	—	100%
	未成年者がたばこを吸うことに対して、吸わない方が良いと思っている人の割合	中学生	95.0%	—	—	—	—	100%
		高校生	95.0%	—	—	—	—	100%
	薬物を使用しない方が良いと思っている人の割合	中学生	94.2%	—	—	—	—	100%
		高校生	96.6%	—	—	—	—	100%

◎：達成の水準にある ○：達成に向けて推移している

- ◆ 小学校6年生の男子の肥満については、この世代の子どもたちにおいては、小学校低・中学年時に新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な行動制限や学校・家庭での生活様式の変容を強いられ、外遊びや運動の機会を奪われてきた世代であり、この影響がいまだに尾を引いていることがうかがえます。この状況に対しては、引き続き、体育の授業等における運動量の確保や家庭に向けた情報発信等の取組を進めます。
- ◆ 小学校6年生の女子のやせについては、残食が多い等の状況を踏まえながら、学校給食において、食べなくなるような献立の工夫や、その年代で摂るべき栄養・食事量等に関して、給食指導・給食だよりを通じて情報発信等を行います。

❖ 健康づくり分野 ❖
いたみすこやかプラン
青・壮年期
(19～39歳)
中年期
(40～64歳)
高年期
(65歳～)

- めざす姿
- 青・壮年期
■ 健康への関心を高めよう
■ ライフスタイルの変化に応じた、より望ましい生活習慣を意識した生活を心がけよう
- 中年期
■ 年に1回、健診を受診して、自分の健康状態を客観的に知ろう
■ 生活習慣を見直して、積極的に生活習慣病予防に取り組もう
- 高年期
■ 自分に合った健康づくりに取り組み、生きがいをもって生活しよう

年代	指標の目安	対象となるデータ	現状値	実績値			達成	目標値
			H31年度	R3年度	R4年度	R5年度	状況	R10年度
青・壮年期 中年期 高年期	特定健診・特定保健指導受診率	市国保特定健診受診率	33.2%	34.0%	36.0%	37.7%	◎	増加
		市国保特定保健指導利用率	14.2%	17.8%	19.6%	20.1%	◎	増加
	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	メタボリックシンドローム該当者の割合	20.1%	22.0%	21.2%	21.8%		増加抑制
		メタボリックシンドローム予備群の割合	10.9%	11.7%	11.9%	11.8%		増加抑制
	適正体重を維持している人の割合	30歳以上の健診受診者のうちBMI25以上の人の割合	24.1%	25.8%	25.6%	26.3%		増加抑制
	脳血管疾患、虚血性心疾患の予防	収縮期血圧140mmHgもしくは拡張期血圧90mmHg以上の人の割合	27.4%	28.0%	28.3%	28.6%		減少
	糖尿病有病者の割合	HbA1c（NGSP値）6.5%以上の人の割合	9.8%	9.6%	9.3%	9.5%	◎	増加抑制
	成人の喫煙率	40歳以上の健診受診者のうち習慣的に喫煙する人の割合	11.8%	11.9%	11.7%	12.6%		減少
	運動習慣者の割合の増加	1回30分以上軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している人の割合	44.1%	43.5%	43.1%	42.4%		増加
	日常生活における歩数の増加	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合	53.0%	52.4%	52.8%	52.7%		増加
	生活習慣病のリスクを高める飲酒習慣をもつ人の割合	アルコールを毎日飲む人の割合	25.2%	25.6%	24.5%	24.1%	◎	減少
		1日あたりの飲酒量が1合以上の人の割合	22.5%	22.3%	22.7%	23.3%		減少
	睡眠による休養を十分にとれない人の割合	40歳以上の健診受診者のうち睡眠で休養が十分とれていると感じている人の割合	72.5%	74.4%	74.3%	72.7%	◎	増加
	過去1年間に歯科健診を受診した者の割合	市民総合歯科健診の受診者数	679人	550人	491人	452人		増加
	がん検診受診率	大腸がん検診受診率	17.6%	14.6%	15.5%	15.8%		増加
		子宮頸がん検診受診率	21.1%	21.5%	22.2%	22.1%	◎	増加
		乳がん検診受診率	13.7%	10.3%	10.8%	11.2%		増加
		胃がん検診受診率	4.0%	2.8%	3.2%	3.5%		増加
		肺がん検診受診率	3.8%	2.8%	3.1%	3.6%		増加
	75歳以上で目標体重を維持している人の割合	75歳以上でBMI21.5未満の人の割合	33.4%	32.2%	33.9%	34.6%	○	維持

◎：達成の水準にある ○：達成に向けて推移している

- ・「特定健診・特定保健指導受診率」のうち「市国保特定健診受診率」及び「市国保特定保健指導利用率」はともに増加しており、達成の水準にあります。
- ・「糖尿病有病者の割合」は減少しており、達成の水準にあります。
- ・「生活習慣病のリスクを高める飲酒習慣をもつ人の割合」のうち「アルコールを毎日飲む人の割合」は減少しており、達成の水準にあります。
- ・「睡眠による休養を十分にとれない人の割合」において、「40歳以上の健診受診者のうち、睡眠で休養が十分とれていると感じている人の割合」は増加しており、達成の水準にあります。
- ・「がん検診受診率」のうち「子宮頸がん検診受診率」は増加しており、達成の水準にあります。

- ◆「市国保特定健診受診率」及び「市国保特定保健指導利用率」はともに増加
- ◆特定健診受診者のメタボリックシンドローム該当者及び予備群は増加しているため、積極的に特定保健指導等を実施し、メタボリックシンドローム該当者を減少させる必要があります。本市では、令和5年度に「伊丹市国民健康保険 第3期 データヘルス計画 第4期 特定健康診査等実施計画」を策定していることから、当計画の内容を踏まえながら、各種健康づくりに資する取組を進めます。
- ◆がん検診受診率については、子宮頸がん検診受診率においては、増加傾向にあり目標達成に至っていますが、大腸がん、乳がん、胃がん、肺がん検診の受診率に関しては、新型コロナウイルス感染症の流行下にあった令和3年度に大きく減少したのち、微増傾向に転じていますが、いまだ計画策定時を下回っている状況となっています。特に胃がん・肺がん検診受診率は低迷が続いていることから、引き続き、効果的な健（検）診の実施及び周知方法等について検討し、受診率向上に努めます。
- ◆国では、令和5年度に健康日本21（第三次）が策定され、令和6年度より取組が開始されたところですが、これに伴い、「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」及び「健康づくりのための睡眠ガイド2023」が策定されました。これらの内容を踏まえ、本市では、青・壮年期以降の年代における長時間にわたる座位行動が身体へ及ぼす影響や、睡眠がもたらす健康づくりの効果・睡眠不足等による疾患の予防等について普及・啓発を進めます。

新たな
取組

◆ 食育推進分野 ◆ (いたみ食育プラン)

めざす姿

■ 食を通じて豊かなこころと健やかなからだを育み、生涯にわたって健康な生活を送る

基本目標1 食を通じて豊かなこころを育みます

基本目標2 食を通じて健やかなからだをつくります

基本目標3 食べ物の成り立ちを知り、食を大切にします

【具体的な取組】

(1) 安全・安心で豊かな消費生活の実現をめざした食育

(2) こども食堂等子どもの居場所における食育

(3) 健康づくりと疾病予防における食育

(4) 農業と関連した食育

(5) 学校における成長期の子どもへの食育

(6) 就学前施設における乳幼児期の子どもへの食育

(7) 生涯にわたる学びとしての食育

取組	指標の目安	対象となるデータ	現状値	実績値			達成	目標値	
			H31 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	状況	R10 年度	
(1)	啓発講座等の開催回数	食に関する講座等の開催回数の現状値比	12回	4回	7回	9回	○	維持	
(2)	こども食堂等子どもの居場所開設箇所数	こども食堂等子どもの居場所開設箇所数	6か所	11か所	17か所	19か所	◎	増加	
(3)	集団指導実施回数	食事に関するテーマの集団指導の実施回数	176回	125回	125回	237回	◎	増加	
	目標体重を維持している人	75歳以上でBMI21.5未満の割合	33.4%	32.2%	33.9%	34.6%	○	維持	
(4)	学校給食に使用される市内産農産物の量	年間出荷量	6.3 t	7.4 t	8.8 t	8.1 t	◎	維持	
(5)	給食に関する指導等の年間実施回数	小学校（1年生－年1回、2年生－年3回）	175回	221回	220回	228回	◎	維持	
	朝食摂取率	小学6年生	83.7% (86.7%)	85.7% (85.8%)	83.5% (84.8%)	80.8% (83.7%)	○	国と同率	
		中学3年生	80.0% (82.3%)	80.8% (81.8%)	78.1% (79.9%)	77.5% (78.6%)	◎	国と同率	
	学校給食における兵庫県産の食品数の割合（食材数ベース（兵庫県産の使用品目／総使用品目））	小学校	37.7%	33.0%	31.3%	35.3%	◎	30.0%	
		中学校	25.3%						
(6)	適正体重を維持している人	4・5歳児のうち肥満に該当する人の割合	4歳3.1% 5歳4.7%	4歳4.7% 5歳5.9%	4歳4.4% 5歳4.5%	4歳4.3% 5歳5.1%	4歳 5歳	○	減少
		4・5歳児のうちやせに該当する人の割合	4歳1.2% 5歳1.1%	4歳1.2% 5歳1.2%	4歳1.5% 5歳1.9%	4歳1.4% 5歳2.8%	4歳 5歳	○	減少
(7)	食育関係講座等の実施回数	中央公民館・生涯学習センター・北部学習センターの講座実施回数（食育関係）	22回	14回	37回	50回	◎	維持	
	朝食摂取率【再掲】	小学6年生	83.7% (86.7%)	85.7% (85.8%)	83.5% (84.8%)	80.8% (83.7%)	○	国と同率	
		中学3年生	80.0% (82.3%)	80.8% (81.8%)	78.1% (79.9%)	77.5% (78.6%)	◎	国と同率	

◎：達成の水準にある

○：達成に向けて推移している

- 「こども食堂等子どもの居場所開設箇所数」は増加しており、達成の水準にあります。
- 「集団指導実施回数」は増加しており、達成の水準にあります。
- 「学校給食に使用される市内産農産物の量」は、出荷量が増加したのち維持されており、達成の水準にあります。
- 「給食に関する指導等の年間実施回数」実施回数が増加したのち維持されており、達成の水準にあります。
- 「朝食摂取率」のうち「中学3年生」は国と同率となっており、達成の水準にあります。
- 「学校給食における兵庫県産の食品数の割合（食材数ベース（兵庫県産の使用品目／総使用品目））」は30%を上回っており、達成の水準にあります。
- 「食育関係講座等の実施回数」は計画策定時を上回っており、達成の水準にあります。

- ◆食育推進分野における目標指標については、全体として概ね良好に推移しているといえることから、引き続きこれまでの取組を推進します。
- ◆国では令和3年度に策定された第4次食育推進基本計画において、重点事項として「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」を3つの柱に、取り組みと施策を推進しています。本市においても多様な主体と連携・協働し、全世代を対象に食生活の改善や食環境の理解のため食育の推進に努めていきます。

◆ 保健医療分野 ◆

近年の急速な高齢化により、医療需要の高まりが想定されるとともに、グローバル化の進展による様々な感染症への備えが必要であることから、次の4項目を基本目標とし、持続可能な地域医療体制の充実をめざします。

■基本目標ごとの振り返りと今後に向けての方策

基本目標

(1) 各種健（検）診体制や予防接種体制の充実

- ◆令和4年11月に供用開始した「いたみ総合保健センター」では、車寄せスペースを活用し各種がん検診及び特定健診のセット健診を実施するなど、市民が受診しやすい健（検）診体制を整備しました。
- ◆伊丹市医師会等の関係機関及び、現在整備が進められている市立伊丹病院及び近畿中央病院による統合新病院に併設される健診施設との連携により、更なる健（検）診受診率の向上に努めます。
- ◆引き続き、感染症予防に関する正しい知識の普及と予防接種による疾病予防に向け、予防接種体制の維持・充実に努めます。

(2) 救急医療体制の維持・充実

- ◆市民の急病時の対応策として、市内各公共施設へのAEDの設置の他、「いたみ健康・医療相談ダイヤル24」事業における、急病時の看護師や医師などによる365日24時間体制での電話相談体制を維持します。
- ◆救急要請件数は増加の一途をたどる一方で、真に搬送が必要とされる方が救急要請を躊躇し重症化するケースもあることから、救急車の適正利用と併せて、「いたみ健康・医療相談ダイヤル24」の利用について引き続き周知・啓発します。

(3) 市立伊丹病院の機能整備・経営健全化と統合新病院を中心とした地域完結型医療の実現

- ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を強く受けた令和2年度から4年度においては、重点医療機関として病床利用率は減少したものの、国県補助金等が増加したこと等もあって経常収支の黒字化を達成しました。
- ◆令和5年度に新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付が変更され、国及び県の補助金等が大幅に減額されたことに加え、未だ新型コロナウイルス感染症により病棟内でクラスターが発生し入院制限を余儀なくされたこともあり、赤字決算となりました。
- ◆「市立伊丹病院経営強化プラン」を着実に実行し、経営健全化を図る必要があります。

(4) 災害時の医療体制の確保と感染症（新型インフルエンザ等）の発生に備えた体制の整備

- ◆先般の新型コロナウイルス感染症のパンデミックにおいては、国民生活のあらゆる場面で行動制限を強いられ、生活様式の変容を余儀なくされました。この経験により、今後起こりうる新興感染症の流行時においても、市民生活に大きな影響が及ぶものと考えられます。
- ◆新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国では、平成25年に策定した新型インフルエンザ等対策政府行動計画を初めて抜本的に改正し、令和6年7月2日付けで閣議決定しました。これを受け、兵庫県においては、令和6年度中の兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を目指し、改定作業が進められています。これらを踏まえ、本市においても伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画について必要に応じて所要の改定を行います。
- ◆現在整備を進めている統合新病院においては、新興感染症等の感染拡大時に対応可能な施設としての設計を施し、通常の診療機能への影響を最小限に抑え、最大限の医療継続を目指します。

◆ 自殺対策分野 ◆ (自殺対策計画)

基本施策

- 地域におけるネットワークの強化
- 気づきを促す知識の普及とゲートキーパーの育成
- 生きることの包括的な支援（促進要因への支援）

(1) 計画の目標値

指標	現状値	実績値			達成	目標値
	H27年	R3年	R4年	R5年	状況	R10年
自殺死亡率（10万人対）の減少	19.8	13.8	17.7	16.3	○	13.9

(2) 取組に関する評価指標

指標	現状値	実績値			達成	目標値
	H31年度	R3年度	R4年度	R5年度	状況	R10年度
ゲートキーパー研修受講者のうち「ゲートキーパーについて理解できた」と回答した人の割合	100%	100%	100%	98%	○	100%
自分にはよいところがあると肯定的に回答した児童生徒の割合	78%	76%	78%	82%	◎	増加

◎：達成の水準にある

○：達成に向けて推移している

- ・計画の目標値については、「自殺死亡率（10万人対）」は、R3年に大幅に減少したものの、R4年に増加したのち、R5年に再度減少に転じました。
- ・取組に関する評価指標のうち「ゲートキーパー研修受講者のうち「ゲートキーパーについて理解できた」と回答した人の割合」は、R3・R4年度は100%と目標達成し、R5年度に98%と目標値を下回りましたが当該期間を通して、概ね達成に近い数値で推移しています。
- ・「自分にはよいところがあると肯定的に回答した児童生徒の割合」は増加傾向にあり、直近3年間において達成の水準にあります。

◆様々な事業において既に構築されているネットワークや関係機関等と相互に連携・協働し、予防的な視点から重層的支援体制整備事業を活用して、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、各相談窓口が連携し合い、寄り添い支援に取り組みます。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と基本方針

(1) 基本理念

誰もが生涯を通じて自分らしく生きるための健康づくり

平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、17の「持続可能な開発目標（SDGs※）」を掲げました。保健分野においては「すべての人に健康と福祉を」を国際目標とし、全世界で目標達成に向けた取組が進められています。

国においては、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向け、疾病予防や重症化予防、介護予防の取組を進めるとともに、自殺の予防と防止、その家族の支援の充実のために自殺対策基本法を制定し、自殺対策に取り組んでいます。

本市では、本計画の上位計画となる第6次伊丹市総合計画（令和3年度～10年度）が策定され、「人の絆 まちの輝き 未来へつなぐ 伊丹」の実現に向け、健康づくりでは「自ら健康づくりに取り組み、生き生きと暮らせるまち」、地域医療では「身近な地域で安心して必要な医療を受けられるまち」をめざし取組を進めています。

本市の健康づくりの拠点施設である保健センターにおいては、「市民の健やかな生活を支え、あらゆる世代に寄り添える複合施設」として、健診受診にかかる利便性の向上や健康づくり事業の更なる充実を図るため、休日応急診療所や口腔保健センターを併設した新保健センター等複合化施設を整備しており、令和4年度中の運用開始をめざしています。また、市立伊丹病院においては、令和7年度中に近畿中央病院との統合による病院の開院をめざし、阪神北準圏域において不足する高度医療提供体制の充実を図ります。

一方、令和元年度から令和2年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態に直面し、それまで当たり前だった行動が制限された中で「新しい生活様式」を踏まえた健康づくりの推進やそれに伴うICTの活用など、感染拡大防止に配慮した手法やツールを用いた事業展開の検討を余儀なくされる状況となり、健康づくり分野において、新たな局面を迎えました。

※ SDGs：SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

変わりゆく社会に柔軟に対応し、本市の将来像の実現とSDGs達成を踏まえ、基本理念を「誰もが生涯を通じて自分らしく生きるための健康づくり」とし、めざすまちの姿の実現のため、健診や食育、運動を柱とした健康づくりを推進し、安全・安心な医療体制を確保します。

(2) 基本方針

① 健康寿命の延伸

健康寿命は「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」とされており、平成28年度においては、わが国では、平均寿命より男性は約9年、女性は約12年も短くなっています。

生涯にわたり、自らが望む生活を送れるよう自分自身の健康管理に積極的に取り組める環境を整備するとともに、健康づくりを支援し健康寿命の延伸を図ります。

② 妊娠期から生涯にわたる健康づくり

生涯を通じ、心身ともに健やかに生活するために、生まれる前からの健康づくりに取り組みます。妊娠前から母親の心身の健康づくりに取り組み、妊娠・出産期からの親子の健康づくりを支援し、子どもの健やかな発育とより良い生活習慣の形成を実現することで、生涯を通じた健康づくりを推進します。

③ 自助・共助による健康づくり

一人ひとりが、自らの健康を自らづくり、守るとともに、多様な団体が健康づくりをサポートすることで、誰もが無理なく健康づくりに取り組める、地域ぐるみの健康づくりを推進します。

④ 豊かな心と健やかなからだを育む食生活の実践

「食」は命の源であり、人間が生きていくために欠かせない要素です。誰もが健康的でこころ豊かな人生を送ることができるよう食への感謝の気持ちを育み、正しい食の選択ができる力をもてるよう、一生をつなぐ切れ目のない食育を推進します。

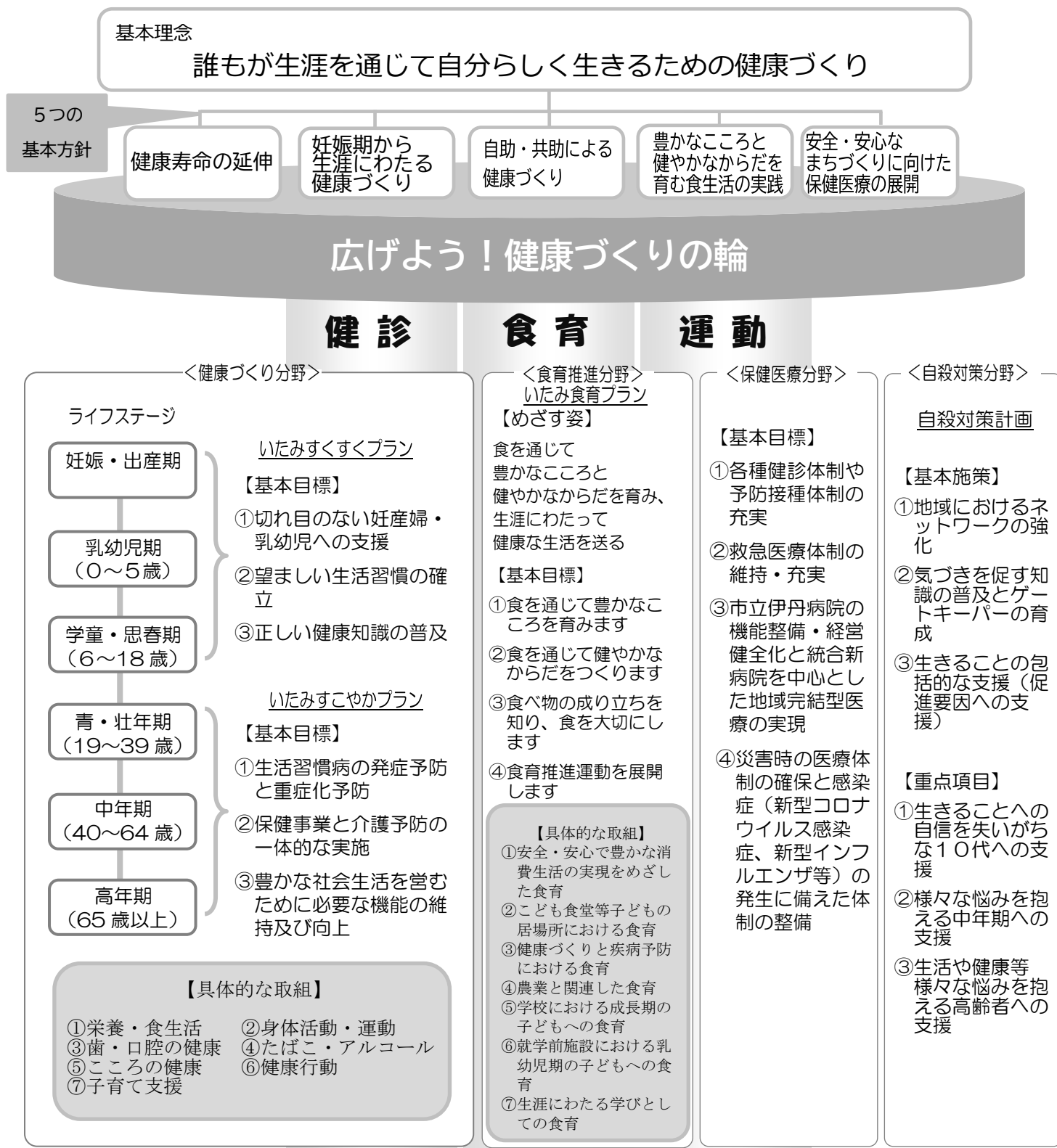
⑤ 安全・安心なまちづくりに向けた保健医療の展開

必要な時に必要な医療が受けられる地域医療体制を確保するとともに、市民一人ひとりが「ゲートキーパー※」であるという意識の醸成に努め、悩みを抱えた人が適切な支援を受けられる体制を構築することで、安心して生きられる社会の実現をめざします。

※ ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

2 計画の体系

健康づくり分野(いたみすすくプラン・いたみすこやかプラン)、食育推進分野(食育推進実践計画「いたみ食育プラン」)、保健医療分野、自殺対策分野から構成される本計画は、「広げよう！健康づくりの輪」をスローガンに、市民の主体的な健康づくりと安心できる地域医療の確保・充実に向け、取組を進めます。



第 3 章

健康づくり分野

1 「いたみすくすくプラン」と「いたみすこやかプラン」

健康づくり分野では、「基本理念」の実現に向け、各ライフステージによる健康課題の違いに着目し、ライフステージを以下の6つに分け、妊娠・出産期から18歳までを「いたみすくすくプラン」、19歳以上を「いたみすこやかプラン」としてとりまとめ、生涯を通じた健康づくりを進めます。

ライフステージ 区分	妊娠・ 出産期	乳幼児期	学童・ 思春期	青・壮年期	中年期	高年期
対象年齢		0～5歳	6～18歳	19～39歳	40～64歳	65歳以上
	いたみすくすくプラン			いたみすこやかプラン		

生涯を通じた健康づくり

2 「いたみすくすくプラン」と「いたみすこやかプラン」の基本目標

(1) いたみすくすくプラン

生涯を通じて心身ともに健やかな生活を送る基礎となる正しい生活習慣を身につけられるよう、3つの基本目標のもと、安全・安心な子育て支援を推進し、子どもの健やかな成長をめざします。

基本目標

① 切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援

妊娠・出産包括支援事業の充実を図るとともに、子育て支援等関係機関と連携し、育てにくさや育児不安を感じる保護者に寄り添い、健やかな子育てができるよう、妊娠・出産期、子育て期における包括的な切れ目のない子育て支援を推進します。

② 望ましい生活習慣の確立

生涯における生活習慣病予防を見据え、食生活、身体活動や生活リズムなど乳幼児期からの望ましい生活習慣の確立に向け、福祉や教育等の関係機関との連携を強化し、様々な場面をとらえ、正しい情報提供を行います。

③ 正しい健康知識の普及

妊娠や性感染症、薬物やたばこ・アルコール等の健康問題や心の問題などに自ら関心を持ち、適切な行動をとることができるように保健・医療・福祉・教育等の関係機関とともに健康教育を推進し、将来に向けた自立への準備を支援します。

(2) いたみすこやかプラン

全ての市民が主体的に健康づくりに取り組み、生涯を通じて自分らしい生活を送ることができるよう3つの目標を定め、健康寿命の延伸をめざします。

基本目標

① 生活習慣病の発症予防と重症化予防

定期的に健診を受診して自らの健康状態を客観的に把握し、結果に応じて必要な生活習慣の改善に取り組み、生活習慣病の発症を予防できるよう支援します。一方、有所見・要精密検査となった場合は、早期に治療を開始するよう支援することで、重症化して発症する脳卒中や虚血性心疾患、腎不全などの重篤な合併症を予防する対策を進めます。また、がんの早期発見・早期治療のため、がん検診を推進します。

② 保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者が自身の健康を維持し、いつまでも自立した生活を送ることができるよう、兵庫県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、庁内関係各課の連携を密にし、保健事業及び介護保険の地域支援事業等を効果的に接続することで、生活習慣病予防及び介護予防等の一体的で効果的な健康づくりを推進します。

③ 豊かな社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

豊かな社会生活を営むためには、誰もが心の健康を保持することや、高齢になっても可能な限り心身の機能を維持することが重要です。高齢者は複数の疾患の罹患に加え、要介護状態に至る前段階であっても、からだやこころの働きや社会的なつながりが弱くなり、多面的な健康課題や不安を抱えやすいという特性があるため、社会全体で個人の健康づくりを支援する環境整備に取り組みます。

ライフステージ別の取組

妊娠・出産期

妊娠・出産期は、妊婦の健康と胎児の健やかな発育にとって大切な時期です。妊娠や出産により、心身ともに変化が起こり、赤ちゃんと自分、そして家族の健康に関心が高まります。この時期に、自分の生活を振り返り、適切な生活習慣を身につけることが大切です。

【めざす姿】

- ・ 胎児の健やかな発育と妊産婦の心身の健康を守ろう

具体的な取組

① 栄養・食生活

個人・家庭・地域の取組
・ 医療機関は体重や血圧の管理、食事指導などの支援をしよう ・ 食事が母体や胎児に与える影響を知り、食べることを大切にしよう ・ 適正な体重増加に努めよう ・ 主食・主菜、副菜の揃った食事を基本に、栄養バランスよく食べよう ・ 未来に子どもと一緒に食べる食生活をイメージし、薄味の食事に慣れていこう ・ 母乳育児について考えよう ・ 妊娠中の食事について、家族も理解を深めよう ・ 家族は、妊産婦が安心して過ごせるよう、積極的に食事づくりや家事をしよう
行政の取組
・ 妊娠期に適した栄養、食生活についての正しい知識の普及・学習機会の提供 ・ 適正体重の普及啓発 ・ 健康・栄養相談体制を維持、継続 ・ 食の安全、安心の推進 ・ 食育を進める地域団体の支援

② 身体活動・運動

個人・家庭・地域の取組
・妊娠中、無理のない範囲で定期的な有酸素運動を行うことの必要性を理解しよう ・自身の体調に応じて、体を動かすことを生活に取り入れよう ・家族でウォーキングを行うなど、一緒に体を動かす機会をつくろう
行政の取組
・家族や親子で気軽に遊びにいける場づくり、及び情報提供 ・地域や関係機関と連携して、安全で安心して親子が過ごせる環境整備 ・妊娠中の適切な運動についての啓発や運動方法、注意点等の情報提供 ・妊娠中に取り組める運動の普及、啓発

③ 歯・口腔の健康

個人・家庭・地域の取組
・妊娠中の歯、口腔の健康の重要性を理解しよう ・正しい歯みがきの方法を知り、身につけよう ・食後には歯みがきやうがいをするなど、口の中を清潔に保とう ・かかりつけの歯科医をもち、妊娠中に歯科健診を受けよう
行政の取組
・妊娠中に市民総合歯科健診を受けるよう啓発 ・かかりつけ歯科医をもつよう啓発 ・歯、口腔の健康の重要性についての意識啓発 ・市内歯科医療機関についての情報提供の充実 ・歯科保健相談の利用案内 ・妊娠・出産期からの歯や口腔に関する必要な知識の普及

④ たばこ・アルコール等

個人・家庭・地域の取組
・妊婦が利用する施設の出入り口にはわかりやすい禁煙表示をしよう ・妊婦の周りでたばこを吸わないようにしよう ・妊娠中はもちろん産後もたばこやアルコールの影響を考えよう ・たばこの煙を吸わないよう気をつけよう
行政の取組
・妊婦の前で喫煙しないよう啓発 ・受動喫煙の防止のため公共的な施設の建物内禁煙を周知 ・たばこやアルコールの影響について事業所、地域に対する啓発の強化 ・禁煙したい妊婦の相談、指導を充実 ・たばこやアルコールが妊婦や胎児に及ぼす影響の周知 ・妊娠中の喫煙、飲酒を控えるよう啓発

⑤ こころの健康

個人・家庭・地域の取組
・妊娠期の心身について理解を深めよう ・妊婦の不安や悩みを聞き、相談相手になろう ・不安や悩みを抱え込まず相談しよう ・心身の不調時は医療機関を受診しよう ・自分なりの息抜きやリフレッシュの方法を身につけよう ・地域や近所の人とのつながりを大切にしよう ・家族は、妊娠中に心の変化があることを理解し、サポートしよう ・十分な睡眠をとろう
行政の取組
・心の相談ができる場の情報提供 ・妊産婦同士が集い、仲間づくりをする場の提供 ・ストレスの対処法や睡眠の重要性について正しい知識を啓発 ・妊娠中や産後の心の変化等についての啓発 ・保健師等による健康相談の充実

⑥ 健康行動

個人・家庭・地域の取組
・妊産婦に対する理解や認識を深めよう ・出産や子育てに対する不安や悩みを知ろう ・母子健康手帳をなるべく早く受け取り、妊娠中の母と胎児の健康管理に役立てよう ・定期的に妊婦健康診査を受診し、出産に備えよう ・妊娠期の健康教室に参加しよう ・家族は妊娠の経過と健康管理について正しく理解し、サポートしよう ・手洗いや咳エチケット等、感染症予防に努めよう
行政の取組
・健康の保持、増進のため、母子健康手帳の活用の促進 ・妊娠期から出産期、育児期に関する必要な知識の普及 ・妊娠期からの支援体制と情報提供の充実 ・感染症に関する正しい知識の普及、啓発

⑦ 子育て支援

個人・家庭・地域の取組
・出産や子育てへの不安や悩みを知ろう ・出産や子育ての不安や悩みをもつ保護者の気持ちに寄り添い、相談相手になろう ・地域の子育て情報を入手し、子どもが生まれた後の生活をイメージしよう ・出産や子育ての不安や悩みは一人で抱え込まずに相談しよう ・保護者として夫婦(パートナー)間で妊娠・出産・子育てについて、互いを尊重しながら話し合おう ・家族も両親学級に参加し妊娠、出産、子育てについて正しい知識をもとう
行政の取組
・市民へのマタニティマークの周知 ・地域の子育て関連情報の周知 ・妊婦とパートナー、家族に出産育児や健康行動に必要な知識の普及 ・妊産婦の心身の健康保持について、本人、家族を含めた妊産婦の周囲の人への情報提供 ・妊娠、出産期からの支援を充実し、子育て支援の場の活用を促進 ・産前・産後サポート事業の実施 ・産後ケア事業の実施 ・利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型等）の実施

乳幼児期(0～5歳)

基本的生活習慣を整え、人格形成の基礎づくりをする大切な時期にあり、保護者や家庭でのかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動などの基本的な生活習慣が確立され、人や地域との関わりを通して他者への信頼感が形成されていきます。また、核家族化、情報化が進む中で育児不安をもつ保護者が多くなっています。育児に関する悩みを一人で抱え込むことがないよう、家族や地域ぐるみで子育て支援を強化していく必要があります。

【めざす姿】

- ・子どもの健やかなこころと体を育み、
規則正しい生活の基礎を身につけよう

具体的な取組

① 栄養・食生活

個人・家庭・地域の取組
・子どもとその保護者が参加し、食生活に関する相談ができる場を地域でつくろう ・早寝、早起き、3食をきちんと食べる等、規則正しい生活リズムを身につけよう ・家族は、子どもが規則正しい生活を送れるように気を配ろう ・家族と一緒に楽しく食事をしよう ・子どもも大人もみんな一緒に料理を食べられるよう、薄味を心がけよう ・家族は、規則正しい生活習慣が将来の健康づくりにおいて大切であることを理解しよう ・いろいろな食べ物の味を知ろう ・清涼飲料水、スポーツ飲料などの甘い飲み物や食べ物の取りすぎに気をつけよう
行政の取組
・乳幼児健診の実施や関係機関との連携を通じて、子どもと保護者に栄養・食事・規則正しい生活に関する正しい知識の普及と学習機会の提供 ・子どもの成長に応じて食育を推進・調理技術の向上のための情報提供を推進 ・子どもの食事や栄養に関する相談体制を維持・継続 ・食育を進める地域団体の支援

② 身体活動・運動

個人・家庭・地域の取組
・子どもと保護者が参加できる行事を開催しよう ・子どもと外に出る機会をもとう ・家族は、乳幼児期に体を動かし心身の健やかな成長の礎をつくることの重要性を理解しよう ・親子で体を使って楽しく遊ぼう ・家族は子ども同士で遊べる機会をつくろう
行政の取組
・乳幼児期の遊びや体を動かすことの大切さを啓発 ・テレビ等の長時間視聴が健康に与える影響について普及、啓発 ・親子での遊びの重要性の周知 ・親子が気軽に遊び・参加できる場づくりの推進 ・安全で安心して子どもが体を動かすことのできる環境づくりの推進 ・親子が安心して遊び、参加できる場についての情報提供の充実

③ 歯・口腔の健康

個人・家庭・地域の取組
・地域のイベント等で、乳幼児期の歯、口腔の健康について学ぶ機会をもとう ・よくかんで食べる習慣づけをしよう ・保護者は子どもに仕上げみがきをしよう ・毎日歯みがきをする習慣づけをしよう ・かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診を受けよう ・むし歯予防が大切であることを理解しよう ・家族は子どもが正しく歯みがきできるよう手助けしよう ・離乳食や幼児食を正しく知り、口腔の機能を育てていこう ・規則正しい食生活が、むし歯予防につながることを理解しよう
行政の取組
・子どもの成長、発達に応じた離乳食や幼児食の啓発 ・フッ化物塗布を受ける機会の増加 ・乳幼児の保護者に対して、歯、口腔の健康や歯みがき指導等について啓発 ・かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診を受けるよう啓発 ・関係機関と連携しながら歯みがき指導や歯科保健に関する情報提供

④ たばこ・アルコール等

個人・家庭・地域の取組
・子どもの周りでは喫煙と飲酒をしない環境づくりをしよう ・子どもが利用する施設の出入り口にはわかりやすい禁煙表示をしよう ・たばこの煙を吸わせないように気をつけよう ・たばこやアルコールの誤飲に気をつけ、家族は子どもの手の届く場所にたばこやお酒は置かないようにしよう ・授乳期の母親に飲酒をすすめないようにしよう ・授乳期の母親は飲酒しないようにしよう
行政の取組
・喫煙が子どもの身体に及ぼす影響について啓発し、子どもの前で喫煙しないよう啓発 ・公共的な施設の建物内禁煙を周知 ・受動喫煙対策の推進 ・禁煙したい家族への支援、相談、指導の充実 ・たばこやアルコールの健康への影響について、事業所や地域に対する啓発の強化 ・授乳期の母親や子どもの健康に対するアルコールの影響について啓発

⑤ こころの健康

個人・家庭・地域の取組
・子どもの成長を見守り、声かけやあいさつをしよう ・子どもとその保護者とが地域とのつながりをもてる場をつくろう ・家族は子ども自身が大切な存在であることを日々のかかわりの中で伝えよう ・育てにくさや子育ての中での悩み、保護者の心身の不調等、一人で抱え込まず必ず相談しよう
行政の取組
・テレビ等の長時間視聴が健康に与える影響について普及・啓発 ・親子の絆を深める家庭環境づくりを支援 ・保護者や家族が子どもの発達段階を理解し、対応できるように情報提供や知識の普及 ・乳幼児期に子どもの心を育む大切さを保護者や家族、地域全体に啓発 ・育児や保護者の心身の健康に関して、保健師等の専門職による相談や保健指導の充実

⑥ 健康行動

個人・家庭・地域の取組
・子どもへの気配り、目配りを忘れないようにしよう ・子どもにも優しい地域の環境づくりをしよう ・乳幼児健康診査を受けよう ・かかりつけ医、かかりつけ歯科医をもとう ・お風呂場や階段など危険な場所の事故防止に努めよう ・子どもの心身の成長、発達を理解しよう ・子どもの健康管理に必要な情報を入手しよう ・家族は休日・夜間の小児救急医療機関を知っておこう ・手洗いや咳エチケット等、感染症予防に努めよう
行政の取組
・感染症に関する正しい知識の普及、啓発 ・かかりつけ医、かかりつけ歯科医をもつことについて啓発 ・乳幼児のいる家庭での事故防止対策、応急手当等について啓発 ・必要な予防接種を適切な時期に接種できるような体制の継続、接種勧奨の実施 ・乳幼児健診の受診勧奨と未受診者への支援 ・乳幼児健診の場を活用した健康教育や子育てにまつわる情報提供を充実 ・いたみ健康・医療相談ダイヤル24や#8000の周知 ・休日、夜間の小児救急医療機関の確認方法の周知 ・24時間365日子どもの急病に対応できる小児救急医療の充実 ・子どもが適切な医療・支援を受けられる体制整備と関係機関との連携 ・子どもと保護者の健康や育児に関して、保健師、栄養士等の専門職による相談、保健指導の充実

⑦ 子育て支援

個人・家庭・地域の取組
・子育てへの不安や悩みを理解しよう ・子育ての不安や悩みをもつ保護者の気持ちに寄り添い、相談相手になろう ・子育てについて家庭で協力し、よく話し合おう ・子育ての不安や悩みは一人で抱え込まずに相談しよう ・地域の子育て情報等を入手しよう
行政の取組
・子育てに関する各種支援サービスや相談窓口等について総合的かつ一体的な情報提供実施、充実 ・保健師、栄養士等の専門職による健康相談や保健指導の実施 ・妊娠期からの切れ目ない健康づくり支援、子育て支援の実施、関係機関との連携 ・子どもの虐待予防と早期発見のための保護者支援の実施、関係機関との連携 ・保護者自身の健康づくりの大切さについての健康情報の普及・啓発 ・利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型等）の実施

学童・思春期(6～18歳)

学童期は、期待と不安や緊張の中で、新しい集団生活を迎える時期です。保護者から離れて集団で過ごす中で、体格や身体の機能が大きく成長し、また、精神面では自我が形成され、心身ともに著しく成長します。

また、思春期は、生活習慣が確立される時期でもあり、大人への準備段階となる変化の大きい時期です。

第二次性徴によりからだに変化が訪れ、こころの面でも自分自身に目を向けはじめ、こころとからだのアンバランスから不安定になる傾向があります。

【めざす姿】

- ・規則正しい生活を実践しながら自立への準備をしよう

具体的な取組

① 栄養・食生活

個人・家庭・地域の取組
・地域行事等に参加し、地域で収穫したものや季節の料理などへの関心を高める取組をしよう ・自分に必要な食事の量を理解し、何をどのように食べるか選べるようになるよう ・毎日朝ごはんを食べよう ・3食きちんと食事をとろう ・家族は、子どもが必要な食事をとっているか気を配ろう ・家族は、子どもに必要な食事（内容、量）を理解しよう ・毎食、主食、主菜、副菜をそろえよう ・規則正しい生活習慣を実践しよう ・自分で調理できるようになるよう ・家族は、子どもと一緒に食事をつくろう ・自分の適正体重を知り、体重管理の大切さを理解しよう ・肥満・やせが与える影響について知ろう ・清涼飲料水・スポーツ飲料などの甘い飲み物や食べ物の取りすぎに気をつけよう ・過度な間食は控えよう
行政の取組
・学校との連携のもと、バランスの良い食事や量についての学習の機会の提供 ・栄養や食生活に関する相談体制を維持・継続 ・栄養や食生活に関する正しい知識を普及 ・保護者に規則正しい生活の大切さを周知 ・適正体重の普及・啓発 ・肥満、やせの心身への影響の周知 ・より良い食生活のための環境の充実 ・親子で取組める料理教室等の開催 ・食育を進める地域団体の支援

② 身体活動・運動

個人・家庭・地域の取組
・ 家庭、地域、学校、行政が協力して子どもが体を動かす機会をつくろう ・ 地域でのスポーツ活動や行事について知らせよう ・ 子どもが安全に安心して運動できるよう配慮しよう ・ 楽しく体を動かす機会を増やそう ・ 地域や学校などのスポーツ活動に参加しよう ・ 親子でスポーツ教室に参加するなど、一緒に運動しよう
行政の取組
・ 安全で安心して子どもが体を動かすことのできる環境づくりの推進 ・ 運動の重要性や運動法の留意点などについて啓発 ・ スポーツクラブ等の活動の支援

③ 歯・口腔の健康

個人・家庭・地域の取組
・ 地域のイベント等で歯科保健について学ぶ機会をもとう ・ 食後に歯みがきをしよう ・ かかりつけ歯科医をもち定期的に歯科健診を受けよう ・ むし歯や歯周病がみつかったらすぐに治療しよう ・ 規則正しい食生活が、むし歯予防につながることを理解しよう ・ 正しい歯みがきの方法を身につけよう ・ むし歯や歯周病予防に関する正しい歯科保健知識、行動を身につけよう ・ 家族はむし歯予防の大切さを理解し、子どもに教えよう ・ 家族は食習慣が歯、口腔の健康に影響していることを知ろう ・ 保護者や家族も正しい食習慣、歯みがき習慣を身につけよう
行政の取組
・ 歯・口腔の健康や歯みがきについて啓発 ・ かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診を受けるよう啓発 ・ むし歯、歯周病予防など（フッ化物の利用など）歯科保健に関する情報提供

④ たばこ・アルコール等

個人・家庭・地域の取組
・子どもの周りでは喫煙と飲酒をしない環境づくりをしよう ・子どもの利用する施設の出入り口にはわかりやすい禁煙表示をしよう ・たばこが健康に及ぼす影響を知り、たばこを吸わないようにしよう ・受動喫煙について学び、日常生活で気をつけよう ・アルコールが健康に及ぼす影響を知り、飲酒しないようにしよう ・薬物が健康に及ぼす影響を知り、薬物を使用しないようにしよう ・スマートフォンやゲームは使用時間を決めよう
行政の取組
・健康教育等の場でたばこやアルコール等の健康への影響について、継続した情報提供 ・公共的な施設の建物内禁煙を周知 ・受動喫煙対策の推進

⑤ こころの健康

個人・家庭・地域の取組
・子どもの成長を見守り、子どもの変化に気を配り、声かけしよう ・家庭と地域のつながりをもとう ・自分自身を大切にしよう ・家族と話をしたり、一緒に過ごす時間を大切にしよう ・悩みや心の変調があれば一人で抱えこまず、家族や友人、学校など、信頼できる人に話を聞いてもらい相談しよう ・自分に合ったストレスの解消法をみつけよう ・家族は子どもと一緒に規則正しい生活を送ろう ・家族は子どもの心身の成長について理解しよう ・家族は子どもの様子に変化や不安なことがあれば、抱え込まず相談しよう
行政の取組
・学校や関係機関と連携し心身の健康づくりに関する知識の普及啓発 ・ストレスの対処法や睡眠の重要性について正しい知識を啓発 ・専門的な相談場所や医療機関等について情報提供 ・保護者が子どもの心の成長について学び、情報を得る機会を提供

⑥ 健康行動

個人・家庭・地域の取組
・地域での健康づくりに取り組もう ・心身の変化について知ろう ・妊娠や性感染症など性に関する正しい知識をもとう ・子どもの健康状態や体と心の変化、成長に気を配ろう ・子どもと話す機会を多くもとう ・十分な睡眠時間をとろう ・かかりつけ医、かかりつけ歯科医をもとう ・手洗いや咳エチケット等、感染症予防に努めよう
行政の取組
・感染症に関する正しい知識の普及、啓発 ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医をもつことについて啓発 ・必要な予防接種を適切な時期に接種できるような体制の継続、接種勧奨の実施 ・学校教育の場などにおいて、生活習慣病の予防や性及び性感染症についての保健指導、健康教育の実施 ・心身に起因するさまざまな問題に対する相談窓口の情報提供

⑦ 子育て支援

個人・家庭・地域の取組
・子どもの成長や子育てを見守り、声かけをしよう ・地域の子育て・教育関連情報を保護者に紹介しよう ・子育ての不安や悩みをもつ保護者の気持ちに寄り添い、相談相手になろう ・子どもの心身の成長・発達を見守り、保護者自身も一緒に成長しよう ・家庭以外の場での子どもの様子に関心をもとう ・保護者同士や近所の人との付き合いを大切にしよう ・子どもの様子に変化や不安なことがあれば、学校や周囲の人に相談しよう ・家族で会話をする時間を大切にしよう
行政の取組
・要保護児童対策地域協議会などを通じて保健・医療・福祉・教育等の連携を強化 ・子どもの虐待予防と早期発見のための保護者支援の実施、関係機関との連携 ・学校や関係機関と連携し、次世代の保護者の育成を推進 ・子どもとの関係や、子どもの様子に不安や悩みをもつ保護者への相談体制の充実

青・壮年期(19～39 歳)

社会人として独立し、ライフスタイルを確立する重要な時期といえます。

就職、結婚、子育てなど変化が多く、忙しい生活の中で、欠食や外食の機会が多くなり偏った食事になりやすい時期でもあります。

ワーク・ライフ・バランス※を心がけ、生活習慣を見直し、自分にあった運動を仲間と一緒にするなど生活習慣病予防に取り組むことが重要です。

【めざす姿】

- ・健康への関心を高めよう
- ・ライフスタイルの変化に応じた、
より望ましい生活習慣を意識した生活を心がけよう

具体的な取組

① 栄養・食生活

個人・家庭・地域の取組
・早寝・早起きを心がけ、朝食は毎日食べよう ・食事は腹八分目にしよう ・よく噛んで食べよう ・家庭の食事は薄味を心がけ、脂肪分の多い食事は控えよう ・野菜は1日5皿とろう ・外食、中食の上手な利用方法を知ろう ・家族の食生活を見直し、健康的な食事を家族と一緒に心がけよう ・過度な間食は控えよう
行政の取組
・講座やイベントなどを通じて規則正しい食生活の啓発 ・健康づくりに積極的に取り組む市民組織や自主グループ等に支援を行う ・栄養や食生活に関する相談を維持・継続 ・調理技術の向上のための情報提供 ・栄養や食生活に関する正しい知識を普及 ・市内事業所と協力して健康づくりのための食生活の啓発 ・正しい食生活を実践・継続するために支援

※ ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現をめざすこと。

② 身体活動・運動

個人・家庭・地域の取組
・自分にあった運動を見つけよう ・日常の生活動作も運動ととらえ、なるべく階段を使ったり歩くなど、こまめに動くようにしよう ・今よりも10分多く体を動かそう ・家族や仲間と運動を継続できるように、互いに声をかけよう ・職場や学校の仲間と一緒に運動をしよう
行政の取組
・身体活動を増やすことを啓発 ・運動を楽しく継続するきっかけづくりとして、気軽にできるウォーキングや体操を普及啓発 ・市民が自主的に多様な生涯スポーツに参加できるよう支援 ・地域のスポーツ活動を推進 ・市民が自主的に運動に取り組めるようスポーツ教室やサークル等の情報を提供 ・身近な場所で気軽に運動しやすい環境づくりを進める ・日常生活でできる身体活動について普及・啓発 ・室内でも取組める運動についての情報提供 ・座位行動の時間が長くなりすぎないように注意しながら、少しでも身体を動かすことを啓発

③ 歯・口腔の健康

個人・家庭・地域の取組
・40歳で喪失歯のないようにしよう ・60歳で24本以上の歯を残すことをめざそう ・歯周病予防のため、歯・口腔の健康の重要性を理解しよう ・正しい歯みがき・手入れの方法を身につけよう ・食後には歯をみがく習慣をつけよう ・かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診を受けよう ・規則正しい食生活が、むし歯予防につながることを理解しよう ・学校や職場で、食後の歯みがきを実践しよう ・歯周病を早期に発見するために、年1回は市民総合歯科健診を受けよう ・歯科医療機関は、市民総合歯科健診や歯周病予防の必要性について啓発しよう
行政の取組
・正しいブラッシング方法について情報提供 ・かかりつけ歯科医をもつよう啓発 ・歯・口腔の健康の重要性についての意識啓発を行う ・市民総合歯科健診を周知啓発し、受診勧奨を行う

④ たばこ・アルコール等

個人・家庭・地域の取組
・たばこが COPD※などの肺の病気や、心臓の病気、がん等に影響することについて正しく理解しよう ・喫煙者はたばこの煙が周囲の人の健康に悪影響を及ぼすことを認識し、周囲の人に受動喫煙を生じないように配慮しよう ・喫煙者はできるだけ禁煙しよう ・家族の禁煙に協力しよう ・禁煙に挑戦している人に協力しよう ・多くの人が集まる場所では禁煙に取り組もう ・アルコールの量は 1 日に日本酒なら 1 合、ビールなら中ビン 1 本、ワインならグラス 2 杯弱程度までにし、週に 2 日以上は飲まない日をつくろう ・アルコールが肝臓や脳に悪影響を及ぼすことを理解しよう ・家族でアルコールを飲み過ぎないように声をかけ合おう ・アルコールを無理にすすめないようにしよう ・薬物が健康に及ぼす影響を知り、薬物を使用しないようにしよう
行政の取組
・たばこやアルコール等の健康への影響について啓発 ・禁煙したい人への相談や情報提供を実施 ・受動喫煙対策の推進

⑤ こころの健康

個人・家庭・地域の取組
・自分に合ったストレス対処法を実践しよう ・心や体の疲れを翌日にもち越さないために、十分な睡眠をとって休養しよう ・仕事と生活をふりかえり、ワーク・ライフ・バランスを実践しよう ・悩みを一人で抱えないで相談しよう ・家族のこころの不調に気づいたら、声をかけ早めに相談機関や医療機関につなげよう ・家庭では普段からよく会話をし、家族の様子を気かけよう ・あいさつや声かけをし、近所づきあいを大切にしよう ・職場等で、こころの健康づくり対策に努めよう ・周りの人の心の不調に気づき、声をかけ、早めに相談機関や医療機関につなげよう
行政の取組
・ストレス解消法について普及・啓発 ・健康づくりのための睡眠の効果及び睡眠不足や睡眠休養感の低下と関連する疾患の予防方法について普及・啓発 ・関係機関と連携しながら、こころの健康に関する知識や相談機関等の情報を提供 ・感染症の流行等に伴う、健康に関する相談への支援

※ COPD：COPD（Chronic Obstructive Pulmonary Disease）は慢性閉塞性肺疾患といいます。「肺の生活習慣病」「たばこ病」とも呼ばれ、長年の喫煙が主な原因となって、肺や気管支の組織が壊れて呼吸がうまくできなくなってしまう病気です。初期の症状はかぜに似ていますが、病気が進行するにつれてせきや痰、息切れがひどくなっていきます。肺の機能は一度壊れてしまうと、もう元には戻りません。しかし、禁煙することにより、肺の機能の低下を遅らせることができます。禁煙には、遅すぎるということはないので、禁煙に心がけることが大切です。

⑥ 健康行動

個人・家庭・地域の取組
・自分の適正体重を知り、維持しよう ・自分の体の状態を客観的に知るために、年1回は健康診査を受けよう ・定期的ながん検診を受けよう ・健（検）診結果をもとに必要な検査や治療、生活習慣の改善をしよう ・意識して生活習慣病予防に取り組もう ・かかりつけ医をもとう ・健康の大切さを理解し、家族で共有しよう ・早期発見・早期治療に加え、予防の重要性を認識しよう ・ワーク・ライフ・バランスを推進しよう ・学校、職場、仲間同士で、健診や健康づくりについて話そう ・医療機関は、各種健診、がん検診の受診を積極的に勧奨しよう ・手洗いや咳エチケット等、感染症予防に努めよう
行政の取組
・生活習慣病予防を目的とした知識の啓発 ・生活習慣病予防の取組を支援 ・各種健診（がん検診）の受診率向上のため、周知啓発の方法や健（検）診実施体制の工夫を継続 ・生活習慣病予防に関する知識の啓発 ・30歳代の健診受診者の内、生活習慣病発症リスクの高い人には健診後の保健指導を実施 ・がん検診を受診し、「要精密検査」の結果でありながら未受診の人に対して個別に受診を勧奨 ・感染症に関する正しい知識の普及、啓発 ・健康づくりや生活習慣病予防のための健康相談を継続して実施 ・かかりつけ医、かかりつけ歯科医をもつことについて啓発 ・健康づくり関連のイベントや行事について、多くの市民が参加しやすいよう日程や内容を充実 ・地域の健康づくり活動に、専門職の派遣や出前講座、情報提供などの支援 ・地域の保健医療関係者との連携・協力 ・健康づくりのための睡眠の効果及び睡眠不足や睡眠休養感の低下と関連する疾患の予防方法について普及・啓発

中年期(40～64 歳)

社会でも、家庭でも中心的な役割を負い大きな責任を担う時期です。身体機能が徐々に低下してくるとともに、これまでの生活習慣の影響が現れてくる時期でもあります。

高年期における生活や健康を視野に入れて、自分のからだの状態を客観的に理解し生活を見直すことが大切です。

【めざす姿】

- ・ 年に1回、健診を受診して、自分の健康状態を客観的に知ろう
- ・ 生活習慣を見直して、積極的に生活習慣病予防に取り組もう

具体的な取組

① 栄養・食生活

個人・家庭・地域の取組
・ 健診結果を活用し、自分に合った食事をしよう ・ 栄養や食生活に関する情報と上手に付き合おう ・ 主食・主菜・副菜の揃った食事でバランス良く食べよう ・ 夜遅い時間の飲食は控えよう ・ 野菜や果物、乳製品をとるようにしよう ・ 薄味で塩分控えめを心がけよう ・ 食事は腹八分目にしよう ・ 間食は控えよう ・ よく噛んで食べよう ・ 家族それぞれが健康を維持できる食事について、お互い理解しよう ・ 外食、中食の上手な利用方法を知ろう ・ 健康や栄養について学ぼう
行政の取組
・ 特定健診後の情報提供において、食生活についての啓発 ・ 健康づくりに積極的に取り組む市民組織や自主グループ等に支援を行う ・ 栄養や食生活に関する相談の維持・継続 ・ 栄養や食生活に関する正しい知識を普及 ・ 市内事業所と協力し、健康づくりのための食生活の啓発 ・ 正しい食生活を実践・継続するために支援

② 身体活動・運動

個人・家庭・地域の取組
・自分にあった運動をみつけ、継続しよう ・日常の生活動作も運動ととらえ、なるべく階段を使ったり歩くなど、こまめに動くようにしよう ・今よりも10分多く体を動かそう ・ロコモティブシンドローム※について理解しよう ・家族や仲間と運動を継続できるように、互いに声をかけよう ・仲間と一緒に運動をしよう ・体を動かすきっかけづくりのために、声をかけ合おう
行政の取組
・運動を楽しく継続するきっかけづくりとして、気軽にできるウォーキングや体操の普及啓発 ・身体活動を増やすことを啓発 ・市民が自主的に多様な生涯スポーツに参加できるよう支援 ・地域のスポーツ活動を推進 ・市民が自主的に運動に取り組めるようスポーツ教室やサークル等の情報を提供 ・身近な場所で気軽に運動しやすい環境づくりを進める ・日常生活でできる身体活動について普及・啓発 ・室内でも取組める運動についての情報提供 ・座位行動の時間が長くなりすぎないように注意しながら、少しでも身体を動かすことを啓発

③ 歯・口腔の健康

個人・家庭・地域の取組
・60歳で24本以上の歯を残そう ・80歳で20本以上の歯を残すことをめざそう ・歯周病を予防することが生活習慣病予防につながることを理解しよう ・口腔機能を維持することの大切さを理解しよう ・歯周病予防のための正しい歯みがき・手入れの方法を実践しよう ・歯周病を早期に発見するために、年1回は市民総合歯科健診を受けよう ・定期的に歯石を除去しよう ・かかりつけの歯科医をもとう ・歯科医療機関は、市民総合歯科健診や歯周病予防の重要性について啓発しよう ・職場で歯みがきの習慣を実践しよう
行政の取組
・正しいブラッシング方法について情報提供 ・市民総合歯科健診を周知啓発し、受診勧奨を行う ・歯周病予防について啓発 ・かかりつけ歯科医をもつよう啓発

※ ロコモティブシンドローム：ロコモティブシンドロームは、運動器症候群と訳されます。骨や関節、筋肉など、体を支えたり動かしたりする運動器の機能が低下し、移動に障害が出た状態を言います。運動器の障害により暮らしの中の自立度が低下し、介護が必要になったり、寝たきりになる可能性の高い状態を表す新しいことばとして、『ロコモ』ということばが生まれました。

④ たばこ・アルコール等

個人・家庭・地域の取組
・たばこが COPD などの肺の病気や、心臓の病気、がん等に影響することについて正しく理解しよう ・喫煙者はたばこの煙が周囲の人の健康に悪影響を及ぼすことを認識し、周囲の人に受動喫煙を生じないように配慮しよう ・喫煙者はできるだけ禁煙しよう ・家族の禁煙に協力しよう ・禁煙に挑戦している人に協力しよう ・多くの人が集まる場所では禁煙に取り組もう ・アルコールの量は 1 日に日本酒なら 1 合、ビールなら中ビン 1 本、ワインならグラス 2 杯弱程度までにし、週に 2 日以上は飲まない日をつくろう ・アルコールが肝臓や脳に悪影響を及ぼすことを理解しよう ・家族でアルコールを飲み過ぎないように声をかけ合おう ・アルコールを無理にすすめないようにしよう ・薬物が健康に及ぼす影響を知り、薬物を使用しないようにしよう
行政の取組
・たばこやアルコールの健康への影響について啓発する ・禁煙したい人への相談や情報提供を実施 ・受動喫煙対策の推進

⑤ こころの健康

個人・家庭・地域の取組
・自分に合ったストレス対処法を実践しよう ・心や体の疲れを翌日にもち越さないために、十分な睡眠をとって休養しよう ・仕事と生活をふりかえり、ワーク・ライフ・バランスを実践しよう ・悩みを一人で抱えないで相談しよう ・男女ともにホルモンバランスの変化によって心身の不調が生じた時には早めに医療機関を受診しよう ・家族の心の不調に気づいたら、声をかけ早めに相談機関や医療機関につなげよう ・家庭では普段からよく会話をし、家族の様子を気かけよう ・あいさつや声かけをし、近所づきあいを大切にしよう ・職場等で、こころの健康づくり対策につとめよう ・周りの人の心の不調に気づき、声をかけ、早めに相談機関や医療機関につなげよう
行政の取組
・健康づくりのための睡眠の効果及び睡眠不足や睡眠休養感の低下と関連する疾患の予防方法について普及啓発 ・ストレス解消法について普及・啓発 ・関係機関と連携しながら、こころの健康に関する知識や相談機関等の情報を提供 ・感染症の流行等に伴う、健康に関する相談への支援

⑥ 健康行動

個人・家庭・地域の取組
・適正体重、適正血圧を知ろう ・体重と血圧の測定を習慣化させ、適正な体重と血圧の値を維持しよう ・自分の体の状態を客観的に知るために、年1回は健康診査を受けよう ・定期的ながん検診を受けよう ・健（検）診結果をもとに必要な検査や治療、生活習慣の改善をしよう ・意識して生活習慣病予防に取り組もう ・かかりつけ医をもとう ・健康の大切さを理解し、家族で共有しよう ・ワーク・ライフ・バランスを推進しよう ・職場や地域の仲間同士で、健診や健康づくりについて話そう ・医療機関は、各種健診、がん検診の受診を積極的に勧奨しよう ・手洗いや咳エチケット等、感染症予防に努めよう
行政の取組
・生活習慣病予防を目的とした知識の啓発 ・生活習慣病予防の取組を支援 ・特定健診（市国保加入者）、各種がん検診の受診を促進するために、周知方法、受診しやすい体制の工夫に努める ・対象者に特定保健指導の利用促進を図る ・特定健診（市国保加入者）受診後、保健指導が必要な人に対して、生活習慣病の発症予防と重症化予防に焦点をあてて、効果的な保健指導を実施 ・感染症に関する正しい知識の普及、啓発 ・健康づくりのための相談体制を維持、継続 ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医をもつことについて啓発 ・がん検診を受診し、「要精密検査」となった未受診者への受診勧奨 ・健康づくり関連のイベントや行事について、多くの市民が参加しやすいよう日程や内容の充実 ・地域の健康づくり活動に、専門職の派遣や出前講座、情報提供などの支援 ・地域の保健医療関係者との連携、協力 ・特定健診（市国保加入者）受診後、医療が必要な人へ受診勧奨 ・健康づくりのための睡眠の効果及び睡眠不足や睡眠休養感の低下と関連する疾患の予防方法について普及・啓発

高年期(65 歳以上)

社会的には人生の完成期で、豊かな収穫を得る時期です。

一方、身体的には加齢に伴う様々な健康問題が生じてきます。心身の機能を維持するためには、自分に合った健康づくりに取り組むことが大切です。

高齢者がいつまでも自立した生活を送ることができるためにも、生活習慣病の発症・重症化を予防することや、フレイル※1、オーラルフレイル※2について理解し対策を講じる等の介護予防に取り組み、積極的に地域とかかわりながら生きがいをもって生活することが大切です。

【めざす姿】

自分に合った健康づくりに取り組み、生きがいをもって生活しよう

具体的な取組

① 栄養・食生活

個人・家庭・地域の取組
・体力を維持するために、適切な食事量を3食とろう ・筋肉を維持するために、魚、肉、卵、大豆製品をしっかりと食べよう ・水分をしっかりとろう ・家族や友人と一緒に食事を楽しもう ・家族は、口腔機能に配慮した食事を準備しよう ・外食、中食の上手な利用方法を知ろう ・過度な間食は控えよう ・食に関する講座を知らせたり、誘い合って参加しよう
行政の取組
・健康づくりに積極的に取り組む市民組織や自主グループ等の支援 ・介護予防のための、栄養や食生活に関する相談を維持・継続 ・栄養や食生活に関する正しい知識を普及 ・より良い食生活のための環境の充実 ・正しい食生活を実践・継続するために支援

※1 フレイル：加齢に伴う様々な機能の低下により心身が衰えた状態のこと。適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態のこと。

※2 オーラルフレイル：口腔機能が低下しつつある状態のこと。

② 身体活動・運動

個人・家庭・地域の取組
・ 日常の生活動作も運動と捉え、こまめに動くようにしよう ・ 無理せず、安全に自分の年齢や自分に合った運動を続けよう ・ 意識的に外出するなど、生活の中での活動量を増やそう ・ 家族や仲間と運動を継続できるよう互いに声をかけよう ・ 地域や近隣の仲間と一緒に体操や運動をしよう ・ 体を動かすきっかけづくりのために、地域で声をかけ合おう
行政の取組
・ 外出や地域活動への参加について普及・啓発 ・ 市民が自主的に運動に取り組めるようスポーツ教室やサークル等の情報を提供 ・ 身近な場所で気軽に運動しやすい環境づくりを進める ・ 地域で体操や運動を継続するための支援 ・ 運動の重要性や留意点等の情報提供 ・ 要介護状態にならないための介護予防事業の実施 ・ 生活習慣病やロコモティブシンドロームの予防のために、気軽にできるウォーキングや体操の普及・啓発を実施 ・ 日常生活でできる身体活動について普及・啓発 ・ 室内でも取り組める運動についての情報提供 ・ 健康づくりに積極的に取り組む市民組織や自主グループ等への支援 ・ 地域のスポーツ活動を推進 ・ 座位行動の時間が長くなりすぎないように注意しながら、少しでも身体を動かすことを啓発

③ 歯・口腔の健康

個人・家庭・地域の取組
・ 80歳で20本以上の歯を残そう ・ 歯の健康だけでなく、口腔機能を維持することの大切さを理解しよう ・ 歯周病予防のための正しい歯磨きや義歯の手入れを実践しよう ・ 歯周病を早期に発見するために年1回は市民総合歯科健診を受けよう ・ 定期的に歯石除去をしよう ・ かかりつけの歯科医をもとう ・ オーラルフレイルが、全身の健康へ影響することを知ろう ・ 口腔ケアの重要性について理解しよう ・ 食事の前に口腔を清潔にしよう ・ 歯周病予防や口腔機能の維持について啓発しよう
行政の取組
・ 8020運動の推進 ・ 市民総合歯科健診の周知啓発と受診勧奨 ・ 口腔機能向上のための支援 ・ 歯・口腔の健康を守るための正しい知識について啓発 ・ 高齢者の口腔機能の維持・向上について啓発 ・ かかりつけ歯科医をもつよう啓発

④ たばこ・アルコール等

個人・家庭・地域の取組
・たばこが COPD などの肺の病気や、心臓の病気、がん等に影響することについて正しく理解しよう ・喫煙者はたばこの煙が周囲の人の健康に悪影響を及ぼすことを認識し、周囲の人に受動喫煙を生じないように配慮しよう ・喫煙者はできるだけ禁煙しよう ・家族の禁煙に協力しよう ・禁煙に挑戦している人に協力しよう ・多くの人が集まる場所では禁煙に取り組もう ・アルコールの量は 1 日に日本酒なら 1 合、ビールなら中ビン 1 本、ワインならグラス 2 杯弱程度までにし、週に 2 日以上は飲まない日をつくろう ・適度な飲酒を心がけるよう啓発 ・アルコールが肝臓や脳に悪影響を及ぼすことを理解しよう ・家族でアルコールを飲み過ぎないように声をかけ合おう ・アルコールを無理にすすめないようにしよう ・薬物が健康に及ぼす影響を知り、薬物を使用しないようにしよう
行政の取組
・たばこやアルコールが健康に及ぼす悪影響について啓発 ・禁煙したい人への相談や情報提供を実施 ・受動喫煙対策の推進

⑤ こころの健康

個人・家庭・地域の取組
・規則正しいリズムで生活しよう ・趣味や生きがいをもって余暇を楽しもう ・自分に合ったストレス対処方法を実践しよう ・悩みを一人で抱えないで相談しよう ・心や体の不調を感じたら、早めに相談機関を利用したり、医療機関を受診しよう ・積極的に社会参加の機会を増やそう ・家族や友人、地域の人とのコミュニケーションを大切にしよう ・普段からよく会話をし、家族の様子を気かけよう ・あいさつや声かけをし、近所づきあいを大切にしよう ・周りの人の心の不調に気づき、声をかけ、早めに相談機関や医療機関につなげよう
行政の取組
・健康づくりのための睡眠の効果及び昼寝も含めた適切な睡眠時間の啓発について普及・啓発 ・ストレス解消法について普及・啓発 ・こころの健康や認知症についての相談体制や情報提供の充実 ・生涯学習活動に関する情報提供と相談体制の充実 ・感染症の流行等に伴う、健康に関する相談支援体制の強化

⑥ 健康行動

個人・家庭・地域の取組
・適正体重・適正血圧を知ろう ・体重を定期的に測定し、自分に合った適正体重を維持しよう ・定期的に血圧を測り、記録をつけるなど血圧管理を実践しよう ・年1回は健康診査を受けよう ・健（検）診結果をもとに必要な検査や治療を受け、生活習慣の改善をしよう ・かかりつけ医をもとう ・フレイルについて理解しよう ・自分の健康状態を家族や信頼できる人に知らせておこう ・高齢者に特有の心とからだの変化について理解しよう ・高齢の家族の健康状態に気を配ろう ・健康管理の大切さを知り、伝えよう ・地域の仲間で健診や健康づくりについて話そう ・地域の高齢者の様子を気にかけよう ・地域の医療機関は、がん検診や健診の必要性について説明し、受診を勧奨しよう ・認知症について理解を深めよう
行政の取組
・かかりつけ医・かかりつけ歯科医をもつことについて啓発 ・特定健診（市国保加入者）・後期高齢者健診・各種がん検診の受診率を上げるため、PR方法、受診しやすい実施体制をさらに工夫 ・特定健診（市国保加入者）受診後、保健指導が必要な人に対して、生活習慣病の発症予防・重症化予防を目的として、生活習慣の改善につながる保健指導を実施 ・市国保特定保健指導の利用促進を図る ・感染症に関する正しい知識の普及・啓発 ・国の動向を注視し、必要な予防接種を適切な時期に受けられるよう体制を整備 ・生活習慣病予防を目的に、地域の健康づくり活動に、専門職の派遣や出前講座、情報提供を実施 ・老人会等に対する健康講座を実施し、高齢者自らの健康管理・健康増進を支援 ・フレイルに関する知識の普及・啓発 ・認知症に対する正しい知識をはじめ、早期発見、早期治療等により症状の進行を緩和させることが可能であることなどについて啓発 ・地域で生活する認知症高齢者及びその家族を支援 ・要介護状態にならないよう介護予防事業の実施 ・地域の保健医療関係者との連携・協力 ・特定健診（市国保加入者）受診後、医療が必要な人へ受診勧奨 ・健康づくりのための睡眠の効果及び昼寝も含めた適切な睡眠時間の啓発について普及・啓発

年代	指標の目安	対象となるデータ	現状値 (H31年度)	目標値 (R10年度)	出典
妊娠・出産期 乳幼児期	妊娠11週以下での妊娠の届け出数の増加	妊娠届出	94.1%	増加	妊娠届出書
	妊娠中の喫煙率	乳児期（4か月児）	2.2%	0.0%	健やか親子 21 アンケート 調査
	妊娠中の飲酒率	乳児期（4か月児）	0.7%	0.0%	
	産後1か月でEPDS9点以上の産婦の割合	出生連絡票	12.1%	減少	出生連絡票
	妊娠・出産について満足している者の割合	産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた人の割合	79.5%	増加	健やか親子 21 アンケート 調査
	う歯のない者の割合	3歳児健診の歯科健診結果において、う歯のない人の割合	92.3%	増加	3歳児健診の 歯科健診結 果
	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	この地域で子育てをしたいと思う親の割合（4か月児、1歳6か月児、3歳児）	96.8%	増加	健やか親子 21 アンケート 調査
	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合（4か月児、1歳6か月児、3歳児）	83.7%	増加	
	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合（4か月児、1歳6か月児、3歳児）	87.8%	95.0%	
	積極的に育児をしている父親の割合	育児をしている父親の割合（4か月児、1歳6か月児、3歳児）	63.3%	増加	
	子どもの救急相談先を知っている親の割合	小児救急電話相談（#8000）を知っている親の割合（4か月児）	70.3%	90.0%	
	子どものかかりつけ医をもつ親の割合	子どものかかりつけ医をもつ親の割合（4か月児、3歳児）	93.1%	増加	
	子どものかかりつけ歯科医をもつ親の割合	子どものかかりつけ歯科医をもつ親の割合（3歳児）	53.1%	増加	
	家庭で事故防止の工夫をしている（していた）家庭の割合	風呂場のドアを子どもが自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合（1歳6か月児）	46.8%	増加	
学 童 ・ 思 春 期	適正体重を維持している人の割合	小学校6年生の男子のうち、肥満に該当する人の割合	9.1%	6.6%	学校 健診結果
		小学校6年生の女子のうち、やせの人の割合	5.1%	3.3%	
	う歯のない学童の割合	小学校の歯科健診結果において、う歯のない学童の割合	52.2%	60.0%	学校歯科 健診結果
	未成年者が飲酒することに対して、飲まない方が良いと思っている人の割合	中学生	86.3%	100%	伊丹市健康 づくりアン ケート調査
		高校生	81.9%	100%	
	未成年者がたばこを吸うことに対して、吸わない方が良いと思っている人の割合	中学生	95.0%	100%	
		高校生	95.0%	100%	
	薬物を使用しない方が良いと思っている人の割合	中学生	94.2%	100%	
		高校生	96.6%	100%	

年代	指標の目安	対象となるデータ	現状値 (H31年度)	目標値 (R10年度)	出典
青・壮年期 中年期 高年期	特定健診・特定保健指導受診率	市国保特定健診受診率	33.2%	増加	法定報告値
		市国保特定保健指導利用率	14.2%	増加	
	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	メタボリックシンドローム該当者の割合	20.1%	増加抑制	
		メタボリックシンドローム予備群の割合	10.9%	増加抑制	
	適正体重を維持している人の割合	30歳以上の健診受診者のうち、BMI25以上の人の割合	24.1%	増加抑制	30歳代健診及び市国保特定健診結果
	脳血管疾患、虚血性心疾患の予防	収縮期血圧140mmHgもしくは拡張期血圧90mmHg以上の人の割合	27.4%	減少	市国保特定健診結果
	糖尿病有病者の割合	HbA1c（NGSP値）6.5%以上の人の割合	9.8%	増加抑制	
	成人の喫煙率	40歳以上の健診受診者のうち、習慣的に喫煙する人の割合	11.8%	減少	市国保特定健診質問票
	運動習慣者の割合の増加	1回30分以上軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している人の割合	44.1%	増加	
	日常生活における歩数の増加	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合	53.0%	増加	

年代	指標の目安	対象となるデータ	現状値 (H31年度)	目標値 (R10年度)	出典
青・壮年期 中期 高年期	生活習慣病のリスクを高める飲酒習慣をもつ人の割合	アルコールを毎日飲む人の割合	25.2%	減少	市国保特定健診質問票
		1日あたりの飲酒量が1合以上の人の割合	22.5%	減少	
	睡眠による休養を十分にとれない人の割合	40歳以上の健診受診者のうち、睡眠で休養が十分とれていないと感じている人の割合	72.5%	増加	
	過去1年間に歯科健診を受診した者の割合	市民総合歯科健診の受診者数	679人	増加	兵庫県「健康増進事業に基づく歯周病検診等実施状況調査」
	がん検診受診率	大腸がん検診受診率	17.6%	増加	兵庫県がん検診等実施状況調査
		子宮頸がん検診受診率	21.1%	増加	
		乳がん検診受診率	13.7%	増加	
		胃がん検診受診率	4.0%	増加	
		肺がん検診受診率	3.8%	増加	
	75歳以上で目標体重を維持している人の割合	75歳以上でBMI21.5未満の人の割合	33.4%	維持	後期高齢者健診結果

1 食育推進分野（いたみ食育プラン）のめざす姿

「食育」とは、命を保つための「食べる」だけでなく、生涯にわたって健全なところと健康な身体を保ち、豊かな人間性を育んでいく基礎となります。全ての人が心身ともに豊かで健やかに生きるために、一人ひとりが食について意識を高め、食に関わる人々と自然の恩恵に感謝し、食に関する知識と選択する力を習得することが必要です。

現在、国では令和3年に策定された第4次食育推進基本計画において、重点事項として「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」を3つの柱に、SDGsの考え方を踏まえて多様な主体と連携・協働し、取り組みと施策を推進しています。

本市においては、健康づくりアンケートの結果、コロナ禍では家族と一緒に食事をすることや一緒に調理や片付けをするようになった人が増加し、小・中学生の朝食欠食率は一時的に改善傾向にありましたが、通学・通勤をはじめ外出が活発になった令和5年以降には朝食欠食率が増加したことから、再度家庭での食育について啓発が必要です。また、高齢者に対しては「やせ」がもたらす気力や体力の衰えから社会的な機能が低下する「フレイル」への対策が急がれていることから、自分自身の体に合った食事を選ぶ力をつけるよう支援することが必要です。ほかにも、食を大切にし農への理解や興味を持つことにつながる取り組みを行うことで、持続可能な食を支える環境づくりも必要です。このように、全世代を通じて食の役割や重要性を伝えていく事を強化すべき状況であることから、従来の取り組みに加え、コロナ禍後に暮らし方や働き方が変化した状況を加味し、世代に応じた多様な情報発信媒体を通じて啓発することが求められています。

以上のことから、いたみ食育プランのめざす姿を、「食を通じて豊かなところと健やかなからだを育み、生涯にわたって健康な生活を送る」とし、「食」に関する各施策に取り組むことで、更なる食育の推進を図ります。

【いたみ食育プランのめざす姿】

- ・食を通じて豊かなところと健やかなからだを育み、
生涯にわたって健康な生活を送る

2 基本目標

いたみ食育プランのめざす姿を実現するために、次の基本目標を念頭に、取組を行います。

基本目標 1 食を通じて豊かなところを育みます

家族等との食事や買い物、農地周辺の散策や農業体験、調理体験などのレクリエーションを楽しんだり、就学前施設や学校における給食等の食に関する体験活動を通じて、生き物の成長や食材の旬を知り、季節ごとの食に関する知識や食べ物の美味しさを共有するなど、市民の豊かなところを育むよう取り組みます。

基本目標 2 食を通じて健やかなからだをつくれます

健全なからだを育むためには、親子ともに早寝、早起きや朝食をとるなどの基本的な習慣を身につけることが重要であること、高齢者においては、健康情報の影響を受けて特定の食材を多用したり、食事内容の簡素化による栄養バランスの偏りを防ぐことなど、世代に応じた食育の啓発に取り組み、市民が食を通じて健やかなからだを維持できるよう取り組みます。

基本目標 3 食べ物の成り立ちを知り、食を大切にします

安全な食生活を営むために一人ひとりが食品表示等の知識を習得し、自主的に確認して自らの食生活に活用するための啓発に取り組みます。

また、市民が自ら野菜や果物を育てたり、近隣で栽培されている農作物の成長を見守ることは、食べ物の成り立ちを知り、食を大切にすることに繋がります。市民の農業体験や、地域で生産された食材を購入・消費する「地産地消」を促進し、市民が安全で豊かな食生活を送ることができるよう取り組みます。

基本目標4 食育推進運動を展開します

情報の動画配信等いつでも見られる情報媒体を有効活用し、更なる食育の推進を図ります。また、安全・安心な食料生産とその命に感謝して、ありがたく消費するという食の感謝の念をあらわすスローガン「ありがとう いただきます」を各事業で掲示し展開することにより、食育への理解を深め、食育実践への意識が高まることで、地球環境の維持にも貢献するよう取り組みます。



3 取組の体系

食育を推進するためには、多くの関係者が相互理解のもとで共通のめざす姿を掲げ、その達成をめざして連携・協働して取り組むことが重要です。また、より効果的で実効性のある施策を展開していくために、その成果や達成度を客観的で具体的な目標値により把握し、PDCA サイクルによって見直しすることが必要です。

以上のことから、いたみ食育プランのめざす姿を実現するために、食育に取り組む体系を以下のとおりとします。

《めざす姿》

食を通して豊かな心と健やかなからだを育み、
生涯にわたって健康な生活を送る

《基本目標1》

食を通して
豊かな心を
育みます

《基本目標2》

食を通して
健やかなからだを
つくります

《基本目標3》

食べ物の成り立ち
を知り、食を大切
にします

《基本目標4》

食育推進運動を
展開します

《具体的な取組》

- ・安全・安心で豊かな消費生活の実現をめざした食育
- ・こども食堂等、子どもの居場所における食育
- ・健康づくりと疾病予防における食育
- ・農業と関連した食育
- ・学校における成長期の子どもへの食育
- ・就学前施設における乳幼児期の子どもへの食育
- ・生涯にわたる学びとしての食育

4 具体的な取組及び指標と目標値

(1) 安全・安心で豊かな消費生活の実現をめざした食育

取組の方針

生活の基礎となる「食」について、
安全で安心な食生活を営むことができるよう、
情報提供・消費者教育を行う



味噌を手作りしている様子

背景及び根拠（現状と課題）

安全・安心な消費生活を継続するためには、生活の基礎となる「食」が豊かでなくてはなりません。

豊かな食生活は、健全なこころとからだを育み、豊かな人間性を育み、持続可能な社会の実現につながります。

「食」について意識し、健康な生活や環境に配慮したより良い選択が行えるよう、「食」に関する消費者教育を行います。

取組の方向性

幼児から高齢者まで幅広く、ライフステージに合わせ、消費者団体や NPO 法人等と協力し、啓発講座等の実施や、時流に乗った情報を提供します。

食に関する正しい選択ができるよう情報を提供します。

具体的な取組の中で推進する食育の内容

- 日々の食生活を振り返り、バランスのよい食事を考えよう。
- 食品表示のルールを学ぼう。
- まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物を通して食べ物の大切さを学ぼう。
- なぜ残してはいけないのかを考えよう。

関連する法律等

消費者基本法

消費者教育の推進に関する法律

推進するための事業展開

区分	取組内容
啓発講座等	・消費者トラブル防止講座 ・くらしの講座 ・親子クッキング ・手作り味噌講習会
情報提供	・消費生活情報誌すてきなくらし ・広報伊丹 ・ホームページ ・情報掲示コーナー ・メールマガジン

食育の指標と目標値

指標の目安	対象となるデータ	現状値 (H31 年度)	目標値 (R10 年度)	出典
啓発講座等の 開催回数	食に関する講座等の 開催回数の現状値比	12 回	維持	事業実績

（２）こども食堂等子どもの居場所における食育

取組の方針

こども食堂の開設及び運営を支援し、
地域において子どもの孤食を防止する
環境を整備する



こども食堂での食事例

背景及び根拠（現状と課題）

家庭において、仕事等で保護者が夕食の時間帯も留守にして、1人で食事をとっている子どもがいます。

核家族化により、多世代で交流して食事をする機会が減少しています。

取組の方向性

子どもたちに対して、たくさんの人と交流しながら食事を摂る機会を提供する、こども食堂などの地域活動を支援します。

具体的な取組の中で推進する食育の内容

- ・感染症に配慮しながら家族や友人と一緒に楽しく食べよう。
- ・感染症に配慮しながら調理を体験しよう。
- ・色々な食べ物の味を体験しよう。
- ・伝統食や行事食などを食べ、食文化を学ぼう。

関連する法律等

子どもの貧困対策法

生活困窮者自立支援法

推進するための事業展開

区分	取組内容
こども食堂等子どもの居場所開設支援	- こどもの居場所づくりサポートブックの配布 - 各種社会資源とのマッチングの実施
こども食堂等子どもの居場所運営支援	- 学生ボランティアスタッフの派遣 - 各種社会資源とのマッチングの実施
市民啓発	まちづくり出前講座において「こどもの居場所づくり」の項目を設けている

食育の指標と目標値

指標の目安	対象となるデータ	現状値 (H31 年度)	目標値 (R10 年度)	出典
こども食堂等子どもの居場所開設箇所数	こども食堂等子どもの居場所開設箇所数	6 か所	増加	開設実績

（３）健康づくりと疾病予防における食育

取組の方針

食に関する正しい知識を身につけ、
生涯にわたって健全な食生活を継続する



献立評価システムで食生活を見直す

背景及び根拠（現状と課題）

アンケートによると、薄味を心がける小中高生が半数に留まっています。乳幼児期に留まらず薄味の食事を継続することは、将来の高血圧や生活習慣病の予防に大きく役立つことを啓発する必要があります。また、高齢者では、朝食に乳製品や卵、野菜や果物などを食べる等、健康に気を付けた食事をしている割合が多くみられる一方で、健康に良いと言われる一部の食品を多用する人もいることから、栄養の偏りが長期間継続することによる体調不良を防ぐための対策が必要です。

30歳代で肥満でないにもかかわらず、血糖値が高い人が増えています。早期に生活習慣病を発症する危険性が高くなるため、食生活習慣を改善するための情報提供が必要です。

取組の方向性

乳幼児の保護者等に対し、個人相談や調理実習などの支援を通して、子どもと楽しむ食育の啓発を行います。

伊丹市栄養士会との連携のもと、食中毒とあらゆる感染症への対策を講じながら、生活習慣病予防の調理実習や、個人の家庭の状況に応じた相談を実施します。

高齢者の健康維持・増進のため、集いの場に出向き、集団指導の実施に加え、面接や家庭訪問による個別の相談を実施します。

食生活改善推進員（いずみ会）などと協力して健康な食生活を啓発するイベントを実施します。

具体的な取組の中で推進する食育の内容

- ・生活リズムを大切にしよう
- ・主食、主菜、副菜が揃った食事をしよう
- ・薄味で食材の味を楽しもう
- ・食べることに興味をもとう
- ・「いただきます」「ごちそうさま」で感謝しよう

関連する法律等

食育基本法

母子保健法

健康増進法

高齢者の医療の確保に関する法律

推進するための事業展開

区分	取組内容
市民全体への啓発	・広報等での食育記事掲載 ・地域や事業者との連携によるイベント ・健康フェア ・地区健康展 ・離乳食等の動画等配信
個別相談	・健康度アップ相談会 ・体組成測定会 ・随時個別相談
教室	・栄養改善教室 ・乳幼児健診における集団指導 ・妊婦や乳児の離乳食体験・講座 ・のびのび教室 ・地域への講師派遣による教室 ・祖父母のためのこども食教室 ・食生活改善推進員（いずみ会）による健康講座 ・事業者との連携による講座

食育の指標と目標値

指標の目安	対象となるデータ	現状値 (H31 年度)	目標値 (R10 年度)	出典
集団指導実施回数	食事に関するテーマの 集団指導の実施回数	176 回	増加	事業報告
目標体重を維持している人	75 歳以上で BMI21.5 未満の割合	33.4%	維持	後期高齢者 健診結果

（４）農業と関連した食育

取組の方針

農業体験や学校給食などを通じて、
地域の農業と農産物への関心を高め、
食品供給への理解を促進する



地域の生産者に感謝状を渡す

背景及び根拠（現状と課題）

食品の安全性や健康効果への関心が高まる一方で、農地の減少により、食品の供給を支えている農業生産に接して学ぶ機会が減っています。

食について正しく認識し、豊かな食生活につなげていくには、地域の農業や農産物に関心をもち、食品の生産・加工・流通や食文化、食糧問題などへの理解を深めることが大切です。

市民の食に対する理解を促進するため、農業体験や学校給食、食育講話、イベント、情報提供などを通じて、地域の農業や農産物に親しむ機会を提供することが求められています。

取組の方向性

市民が農作業を体験できる場の提供を推進します。

学校給食への市内産農産物の提供により、地域の農産物への関心を高めるとともに、関連した食育事業を推進します。

市民に地域農業をPRするイベントの実施を推進します。

飲食店や商店における、地域産農産物の提供を推進します。

市民に対して、地域の農業や農産物に関する情報を提供します。

具体的な取組の中で推進する食育の内容

- ・地域の農業について知ろう
- ・農作物の育つ姿や、農作物を育てる仕事について知ろう
- ・食品がどのようにして供給されているのかを知ろう
- ・地域の農産物や伝統の食文化の魅力を知ろう

関連する法律等

食育基本法

都市農業振興基本法

推進するための事業展開

区分	取組内容
市民全体への啓発	・市民農園、体験農園、観光農園 ・農業祭、品評会 ・直売所での地域産農産物提供、情報提供や農業者との交流 ・飲食店や商店における、地域産農産物の提供推進 ・広報やプレスリリース、ホームページなどによる情報提供
教育現場での啓発	・学校給食における市内産農産物の提供 ・学校での食育講話や校外学習の推進 ・学童農園（植え付け、収穫などの農作業体験）

食育の指標と目標値

指標の目安	対象となるデータ	現状値 (H31 年度)	目標値 (R10 年度)	出典
学校給食に使用される市内産農産物の量	年間出荷量	6.3 t	維持	小・中学校給食センター資料

（５）学校における成長期の子どもへの食育

取組の方針

発達の段階に応じて
食生活に対する正しい知識と
望ましい食習慣を身につける



地元の食材を使った市制80周年記念献立

背景及び根拠（現状と課題）

我が国では、食を取り巻く社会環境が大きく変化した中で、食に関する国民の価値観やライフスタイル等の多様化が進んでいます。国民の食生活においては、エネルギーや食塩等の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏りなどが見られ、特に、子どもにおいては、近年、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れが見られます。

成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので、極めて重要です。

取組の方向性

子どもがその発達の段階に応じて食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校教育活動全体で食に関する指導を行うとともに、学校給食センターと連携し、栄養教諭を中核とした食に関する指導の充実を図ります。

具体的な取組の中で推進する食育の内容

食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけよう

関連する法律等

食育基本法
学校給食法
学校教育法

推進するための事業展開

区分	取組内容
企画	・食に関する全体計画、年間指導計画の策定 ・給食献立の工夫
指導	・学校給食センター調理員による給食に関する指導 ・栄養教諭による食に関する指導
保護者への啓発	・おやこ料理教室 ・献立や食材など給食に関する情報発信 ・学校給食献立コンクール

食育の指標と目標値

指標の目安	対象となるデータ	現状値 (H31 年度)	目標値 (R10 年度)	出典
給食に関する指導等の年間実施回数	小学校 (1 年全学級年 1 回) (2 年全学級年 3 回)	175 回	維持	事業報告
朝食摂取率	小学 6 年生	83.7%	国と同率	全国学力、 学習状況 調査結果
	中学 3 年生	80.0%	国と同率	全国学力、 学習状況 調査結果
学校給食における兵庫県産の食品数の割合	食材数ベース (兵庫県産の使用品目 ／総使用品目)	小学校 37.7% 中学校 25.3%	30.0%	行政評価

（６）就学前施設における乳幼児期の子どもへの食育

取組の方針

乳幼児期に正しい食事のとり方、
望ましい食習慣を定着させ、
健やかな体作りをめざす



保育所（園）・こども園での給食例

背景及び根拠（現状と課題）

保育所（園）・こども園の給食時には、野菜が苦手な子どもや、好き嫌いのある子どもの様子が見られます。また、家庭から持参する幼稚園のお弁当では、野菜の割合が必要量に対して少ない子どもが多くなっています。

好き嫌いがひどく、特定の食品しか食べないというような偏りのある食事が続くと、成長・発育に必要なビタミンやミネラルなどの栄養素が不足しやすくなります。また、朝食を抜いたり、菓子だけですませることも、日中の遊びなど活動性の低下、食欲低下のむらを引き起こすと考えられます。

子どもが健やかに成長するよう望ましい食習慣を身につけるため、日々の保育や家庭への啓発を繰り返し行うことが必要です。

取組の方向性

乳幼児期から、発育・発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ね、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基本としての食を営む力が育まれるようにします。

子どもが自らの感覚や体験を通して、食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、野菜の栽培や収穫、子どもと調理員等との関わりなど実体験を通した食に関わる保育環境に配慮します。

家族や友達と和やかな食事をするることにより安心感や信頼感を深め、食事が楽しく、食に興味をもてるような環境を作り、好き嫌いを減らし、健康な体作りをめざします。

公立保育所（園）・こども園では食物アレルギーがある子もない子も、全ての子どもが同じ給食を食し、「おいしい」と共感できる、安全・安心な給食（なかよし給食）を提供しています。

園だより、ほけんだより、クラスだよりで、園の取組や子どもの姿、食育の大切さ等を知らせ、保護者への啓発を行います。

具体的な取組の中で推進する食育の内容

- ・ 家族や身近な人と一緒に食べる楽しさを味わおう
- ・ 食べ物や体のしくみ等に、興味、関心をもとう
- ・ 栽培、収穫、調理を通して食べ物に触れ、興味をもとう
- ・ 調理法を工夫し、味付けは薄味を心がけよう

関連する法律等

食育基本法

学校教育法

楽しく食べるこどもに～保育所における食育に関する指針～

推進するための事業展開

区分	取組内容
企画	・ 保育所（園）、こども園において毎日の給食でこどもが苦手なものを工夫して調理する
指導	・ 幼稚園、保育所（園）、こども園での野菜の栽培、収穫、クッキング
保護者等への啓発	・ お便りなどによる食に関する情報提供や子どもの園での食事の状況を共有し、家庭でも食への関心を高めるよう啓発する。

食育の指標と目標値

指標の目安	対象となるデータ	現状値 (H31 年度)	目標値 (R10 年度)	出典
適正体重を維持している人	4・5 歳児のうち肥満に該当する人の割合	4 歳 3.1% 5 歳 4.7%	減少	身体計測
	4・5 歳児のうちやせに該当する人の割合	4 歳 1.2% 5 歳 1.1%	減少	身体計測

（７）生涯にわたる学びとしての食育

取組の方針

生涯にわたる学びの一つとして、
家庭・地域と連携して「食育」を推進する



調理実習講座の様子

背景及び根拠（現状と課題）

ライフステージに応じた規則正しい生活習慣の習得や家庭教育力の向上を図るため「食」に関する関心を高めることに取り組んでいます。

取組の方向性

「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発活動や、規則正しい生活習慣の重要性等について学ぶ機会を提供します。

「食」に関する学習や調理実習等により、「食」への興味・関心を引き出し、学びを深めます。

具体的な取組の中で推進する食育の内容

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」運動に取り組み、継続しよう
- ・食育について学ぼう

関連する法律等

食育基本法

生涯学習振興法

社会教育法

教育基本法

推進するための事業展開

区分	取組内容
市民啓発	・だんらんホリデー事業による「早寝、早起き、朝ごはん」の推進等の家庭教育に関する啓発
学習機会の提供	・全小、中学校において家庭教育学級を開催 ・市内社会教育施設において食育に関する講座等の実施

食育の指標と目標値

指標の目安	対象となるデータ	現状値 (H31 年度)	目標値 (R10 年度)	出典
食育関係講座等の実施回数	中央公民館・生涯学習センター・北部学習センターの講座実施回数（食育関係）	22 回	維持	実施実績
朝食摂取率 (再掲)	小学 6 年生	83.7%	国と同率	全国学力、 学習状況 調査結果
	中学 3 年生	80.0%	国と同率	全国学力、 学習状況 調査結果

1 基本目標

近年の急速な高齢化により、医療需要の高まりが想定されるとともに、グローバル化の進展による様々な感染症への備えが必要であることから、次の4項目を基本目標とし、持続可能な地域医療体制の充実をめざします。

- (1) 各種健（検）診体制や予防接種体制の充実
- (2) 救急医療体制の維持・充実
- (3) 市立伊丹病院の機能整備・経営健全化と
統合新病院を中心とした地域完結型医療の実現
- (4) 災害時の医療体制の確保と
感染症（新型インフルエンザ等）の発生に備えた体制の整備

2 保健医療分野の基本目標に基づく内容

基本目標 1 各種健（検）診体制や予防接種体制の充実

市民の健康への関心が高まり、特定健診等の受診率は向上していますが、各種がん検診のうち胃がん・肺がん・乳がん検診においては、兵庫県平均を下回っていることから、未受診者への更なる周知・啓発を実施するとともに、健（検）診受診の利便性を高め、受診しやすい環境を整備する必要があります。また、健（検）診を受診した結果、有所見・要精密検査となった場合は、適切に対応することが重要です。

国際化が進み人やモノの移動が地球レベルで活発化する現在においては社会全体の感染症の予防やまん延防止への取組が必要であり、予防接種法に規定する予防接種の接種率の維持・向上を図る必要があります。

以上のことから、市民が受診しやすい各種健（検）診体制を、令和4年11月に供用開始したいたみ総合保健センターにおいて整備するとともに、現在整備が進められている市立伊丹病院及び近畿中央病院による統合新病院に併設される健診施設との連携により、更なる健（検）診受診率の向上に努めます。また、感染症予防に関する正しい知識の普及と予防接種により疾病を防ぐため、予防接種体制の維持・充実をめざします。

主な取組内容

① 各種健（検）診体制の充実

対象に合わせた効果的な周知・啓発の取組、医師会や関係機関と連携して各種健（検）診体制の維持・充実を図るとともに、受診結果を受けて必要な指導や医療に確実につなぎ、がん等の疾病の早期発見・早期治療による重症化予防に向けての体制整備を推進します。

② 感染症予防に関する正しい知識の普及

感染症予防に関する正しい知識の普及や、感染症対策の実施主体である県をはじめ医師会などの関係機関と連携しながら、広報紙やホームページ、SNS等を活用して周知、啓発に努めます。

③ 予防接種体制の維持・充実

感染症の予防のため、広報紙やホームページ、SNS、学校等を通じて接種対象者やその保護者への周知を強化し、予防接種法に基づく定期予防接種の接種率の維持・向上を図ります。また、新たに定期予防接種に位置づけられたワクチンの接種を適切に実施できるよう、予防接種体制の維持・充実を図ります。

基本目標 2 救急医療体制の維持・充実

地域の医療体制を維持するためには、日頃よりかかりつけ医をもち、医療体制を理解したうえで、適切に医療にかかることが重要です。

更なる高齢化の進展により、高齢者の救急搬送数の増加が見込まれる中、救急車の適切な利用や「いたみ健康・医療相談ダイヤル 24」の活用を心掛ける必要があります。

そのためには、「いたみ健康・医療相談ダイヤル 24」や一次救急医療機関、AED の設置場所や利用方法について知り、併せて、阪神北広域こども急病センターをはじめとする一次救急医療を担う診療所と、二次救急医療の中核となる病院との役割を理解することが必要です。

以上のことから、救急医療の適正利用について周知するとともに、休日応急診療所や阪神北広域こども急病センターの運営など、安全・安心な地域の救急医療体制の維持・充実を図ります。

主な取組内容

① 適切な救急医療の利用についての周知啓発

「いたみ健康・医療相談ダイヤル 24」の PR や、適正な救急医療のかかり方について広報紙やホームページ等、周知対象に合わせた効果的な媒体を活用し啓発を行うとともに、急病時等の不安解消に努めます。

② 応急手当等の周知

消防局との連携のもと、AED の使用方法を含めた心肺蘇生法の知識と技術の習得に向けて、救命講習会の受講促進や応急手当、AED の設置場所等の周知・普及に努めます。併せて、救急車の適正利用についても啓発します。

③ 救急医療体制の充実

県や医療機関及び関係機関と連携し、阪神北広域こども急病センター等の安定的な運営に基づく、一次救急医療体制の更なる充実を図ります。

は ん し ん
h-Anshinむこねっと及び兵庫県広域災害救急医療情報システムを活用し、迅速かつ効率的な医療機関確保に努めます。

基本目標 3 市立伊丹病院の機能整備・経営健全化と

統合新病院を中心とした地域完結型医療の実現

建設後約 40 年が経過しており病床の広さが現行基準に適合していない状態にあるなど施設の老朽化・狭隘化への対応が課題となっています。また、循環器系疾患（心血管疾患・脳血管疾患等）と新生物（がん）において市外への流出患者が多い状況となっています。さらに、救急搬送件数においても、重症度が増すにつれて他市への搬送割合が多くなっている状況にあることから、今後高度急性期医療への対応や重症化予防のため健診等による早期発見への対応が必要です。

市民アンケートでは、市立伊丹病院と近畿中央病院の統合による新病院に期待する役割について、「救急医療・災害医療等の充実」が最も多いことから、市内における救急搬送受け入れ割合の向上等により、住み慣れた地域で安心して医療を受けることや救急時・災害時でも医療提供を継続できる病院をめざす必要があります。

市民アンケートでは、新病院の施設に期待することとしては、「感染対策に配慮した環境の確保」が最も多いことから、感染症患者への対応について、感染管理可能な施設整備に取り組むことが必要です。

市立伊丹病院の収支は、平成 26 年度から 4 年間収支不足の状況が続いていたものの、平成 30 年度から令和元年度において、急性期医療体制の充実・強化や地域完結型医療の推進などにより黒字となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を強く受けた令和 2 年度から 4 年度においても、重点医療機関として病床利用率は減少したものの、国県補助金等が増加したこと等もあって経常収支の黒字化を達成しています。

一方、令和 5 年度に新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付が変更され、国及び県の補助金等が大幅に減額されたことに加え、未だ新型コロナウイルス感染症により病棟内でクラスターが発生し入院制限を余儀なくされたこともあり、赤字決算となっていることから、市立伊丹病院経営強化プランを着実に実行する必要があります。

以上のことから、地域の基幹病院として市民が安心して質の高い医療サービスを受けられるように取り組むとともに、かかりつけ医をはじめとする地域の医療機関等との連携により地域完結型医療の実現をめざし、病院経営の健全化を図ります。

主な取組内容

① 地域完結型医療の実現

限られた医療資源の中で市民が住み慣れた地域で安心して必要とされる医療を受診できるように、病院・診療所がともにネットワークを組み、各医療機関がそれぞれの機能を生かして連携しながら症状に応じた医療提供体制のさらなる充実を図ります。

また、地域の介護、福祉、保健との連携強化に努めます。

② 高度で良質な医療の提供

市外への流出が多くみられる新生物（がん）や心血管疾患及び脳血管疾患等に対応するため、集学的治療等の高度な医療技術の提供や重症及び複数の診療領域にわたる重篤な救急疾患に 24 時間 365 日対応できる体制を整備します。

また、医療安全管理体制や感染防止などを充実させ、安全で質の高い適切な医療の提供に努めます。

③ 公的責任を果たす病院運営

兵庫県保健医療計画に即した医療の確保に必要な 4 事業（救急・小児・周産期・災害）や広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる 5 疾病（がん・脳血管疾患・心血管疾患・糖尿病・精神疾患）への対応等、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供します。

また、医師の働き方改革を進めるとともに、より働きがいと魅力のある医療機関をめざし、医師や看護師等の医療従事者の安定的な人材確保に努めます。

さらに、市立伊丹病院経営強化プランに基づき、経営の健全化を図り、安定的運営に努めます。

④ 統合新病院の機能整備

超高齢化社会の到来に向けて、疾病予防に係る住民ニーズにきめ細かく対応するために、統合再編施設において健診も医療も提供することができるといったメリットを最大限生かし、医療機能と健診機能を有機的に結びつける病院を整備します。

また、大規模災害時においても医療機能を安定的・継続的に提供できるような施設整備を行うことや、救急搬送や救急外来からの感染症患者への対応について、一般外来患者等と交わらない動線エリアを設ける等、感染管理可能な機能を確保します。

基本目標 4 災害時の医療体制の確保と感染症（新型インフルエンザ等）の発生に備えた体制の整備

近年の気候変動等により、わが国においては、大雨や大型台風などの大規模な災害の発生が増加しており、様々な対策が必要とされているのに加え、地震による災害にも備える必要があります。そのため、自らできる災害対応能力の向上を図るため、日頃からの備えや、地域連携による防災意識の醸成に向けたイベントの開催や効果的な周知・啓発を実施し、災害発生時には、傷病者の早期発見と応急手当ができるよう自主防災組織等による対応能力の向上を図る必要があります。また、災害発生時には、市内医療機関、救護所を中心に医療救護活動を行うとともに、市立伊丹病院（統合新病院運用開始後は統合新病院）を拠点に広域医療連携を強化し、傷病者の市外医療機関への効率的・適切なトリアージ※に基づく搬送を行い円滑な医療を提供する必要があります。

また、先般の新型コロナウイルス感染症のパンデミックにおいては、国民生活のあらゆる場面で行動制限を強いられ、生活様式の変容を余儀なくされました。この経験により、今後起こりうる新興感染症の流行時においても、市民生活に大きな影響が及ぶものと考えられます。感染症流行時には、国・県の情報や動向を注視し、非常時に迅速かつ的確に行動し、流行拡大に対応するため関係部局との連携を強化するためにも、伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく訓練を実施し、体制を検討しておく必要があります。

以上のことから、大規模災害や新型インフルエンザ等の発生に備え、平時より関係機関と連携、協議し、国・県の考え方や施策方針等を踏まえ、迅速かつ的確に対応できるよう、体制の整備を図ります。

※ トリアージ：災害時に限られた人的・物的資源の中で、最大多数の傷病者に最善を尽くすために、傷病者の緊急度と重傷度により治療優先度を決めること。

主な取組内容

① 情報提供の充実

災害発生前から、市民や事業所に対し、日頃からの備えや防災意識を醸成するためのイベントや SNS 等の効果的な周知・啓発を行います。

② 災害発生時等の緊急時における本市の役割

災害時における医療体制については、応急手当や医薬品の供給、救護所の開設など、伊丹市地域防災計画に基づいて、医師会等関係機関と連携し緊急時に備えるとともに、医師会・医療機関・消防機関・関係機関との連携により災害時の医療体制が、より実効性のあるものになるよう、平時から活用している^{は ん し ん}h-Anshinむこねっと及び兵庫県広域災害救急医療情報システムを活用し、迅速かつ効率的な医療機関の確保に努めます。

また、先般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国では、平成 25 年に策定した新型インフルエンザ等対策政府行動計画を初めて抜本的に改正し、令和 6 年 7 月 2 日付けで閣議決定しました。これを受け、兵庫県においては、令和 6 年度中の兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を目指し、改定作業が進められています。これらを踏まえ、本市においても必要に応じて伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画について所要の改定を行い、感染症対策として具体的な行動内容を示した行動マニュアルを見直し、感染症対策の実施主体である兵庫県をはじめ、関係機関と連携しながら、感染症等発生時に臨時に実施される予防接種をはじめとする諸般の対策を適切に講じることができるよう体制の整備を図ります。

1 計画の趣旨

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、3つの基本施策と3つの重点項目を定め、全庁的な自殺対策を推進していきます。

2 基本施策と重点項目

（1）基本施策

① 地域におけるネットワークの強化

様々な事業において既に構築されているネットワークや関係機関等と相互に連携・協働し、予防的な視点から重層的支援体制整備事業を活用して、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、各相談窓口が連携し合い、寄り添い支援に取り組みます。

② 気づきを促す知識の普及とゲートキーパーの育成

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には「誰かに援助を求めることは当然である」ということが、社会全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うとともに、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しては、早期の「気づき」が重要であることから、「気づき」のための人材育成を推進します。

③ 生きることの包括的な支援（促進要因への支援）

自殺対策は、生きることの「阻害要因を減らす取組」に加えて、生きることの「促進要因を増やす取組」を行うことが重要です。このため、居場所づくりや生きがいつくりの活動支援を行うとともに、リスクを抱える可能性のある人へ支援を行います。

(2) 重点項目

① 生きることへの自信を失いがちな10代への支援

子どもの抱える悩みは多種多様です。児童生徒の自殺に関係する機関としては、児童福祉や教育機関をはじめ、生活支援など、子どもを対象に活動する様々な機関が考えられます。そのため、保健・福祉・教育等、多様な分野の関係機関との連携を図ることが重要です。

児童生徒が困難やストレスに直面した際、心理的な抵抗を感じることなく、信頼できる大人に助けを求めることができるよう、教育活動の一環として、自殺予防に向けたSOSの出し方に関する教育を推進します。

② 様々な悩みを抱える中年期への支援

中年期は心身ともに充実する時期ですが、家庭や職場でも重要な位置にあり、人間関係からのストレスを受けやすく、身体的・心理的・社会的な負担が大きい時期でもあります。また、身体疾患罹患や経済情勢に伴った失業など様々な不安も増加します。

中年期の自殺対策については、仕事や健康に関する悩みを抱えた人が、適切な相談支援先につながるよう相談体制の強化や相談窓口の周知を徹底し、失業者等の生活困窮者に対する就労支援など、生活に対する不安を軽減します。

③ 生活や健康等様々な悩みを抱える高齢者への支援

高齢者の自殺対策については、閉じこもりや抑うつ状態、健康不安、孤立、孤独など、高齢期特有の問題への対応が求められます。寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢世帯、高齢者単身世帯が増加していることから、高齢者の社会参加の促進は、自殺対策の観点からも重要な課題と言えます。

関係機関との連携を図りながら、それぞれの高齢者がもつ多様な背景や価値観に合わせた支援、働きかけを行います。

3 主な取組内容

(1) 地域におけるネットワークの強化

庁内連携を推進していくと同時に、社会福祉法の改正に伴い、重層的支援体制整備事業を活用し、包括的な総合相談支援体制の推進を図ります。

地域とのつながりが希薄になりやすい高齢者などについては、民生委員・児童委員や地域包括支援センターとの連携等により、誰一人取り残されない支援体制の構築に努めます。

主な取組内容

計画における項目	担当課	重点項目
民生委員・児童委員等活動支援事業	地域・高年福祉課	③
高齢者実態調査事業	地域・高年福祉課	③
高齢者総合相談	地域・高年福祉課	③
福祉サポーターポイント事業	地域・高年福祉課	
共生福祉社会推進庁内連携会議の開催	共生福祉社会推進担当 健康政策課 自立相談課	
地域包括支援センター事業	介護保険課	③
介護給付及び地域支援事業に関する事務	介護保険課	
市町村特別給付 認知症高齢者見守り等サービス	介護保険課	
認知症カフェの設置	介護保険課	
認知症地域支援推進事業	介護保険課	
いきいき百歳体操	介護保険課	
市立障害者福祉センター（アイ愛センター） 管理運営事業	障害福祉課	
障害者差別解消推進事業	障害福祉課	
障害者虐待の対応	障害福祉課	
障害者相談員による相談業務 （身体・知的・精神障害者相談員）	障害福祉課	
修学支援事業	自立相談課	①
養育支援ネット事業	母子保健課	
伊丹市いじめ防止等対策審議会 （いじめ・不登校総合対策推進事業）	学校教育課	
SC・SSW 活用事業（SSW）	学校教育課	①
トライやる・ウィーク推進事業	学校教育課	
生徒指導担当者会（生徒指導連絡協議会）	学校教育課	①
放課後児童クラブ事業	次世代育成課	
地域における子育て支援ひろば事業	次世代育成課	

こんにちは赤ちゃん事業	こども福祉課	
子育て支世帯訪問支援事業	こども福祉課	②
助産施設入所事業	こども福祉課	

(2) 気づきを促す知識の普及とゲートキーパーの育成

自らのこころの不調としてのストレスのサインに気づくことが重要であることから、気づきを促すための知識を広めるとともに、こころの健康分野における鬱などの予防に関する啓発を行います。

また、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、見守り、必要に応じて専門機関につなぐことができる「命の門番」＝ゲートキーパーの育成が重要です。職員一人ひとりが窓口等の相談の場において、自殺のサインに気づき、支援へとつなぐことができるスキルを身につけ、市民一人ひとりが、悩みを抱える人の命を守る役割を担っていることを自覚できるよう、オンライン等の活用を検討し、職員向けや市民向けのゲートキーパー研修を行います。

主な取組内容

計画における項目	担当課	重点項目
介護人材確保事業 (介護人材マッチング機能強化事業)	介護保険課	
家族介護教室事業	介護保険課	
認知症サポーター養成講座	介護保険課	
ゲートキーパー研修	健康政策課	
教職員のための各種講座及び研修・研究活動	総合教育センター	①

(3) 生きることの包括的な支援（促進要因への支援）

悩みやストレスの相談方法について、世代及び内容（労働・経済・法律など）に応じた相談窓口の紹介と啓発方法の工夫を行います。

主な取組内容

計画における項目	担当課	重点項目
職員のメンタルヘルス対策事業	研修厚生課	
市民相談事業	市民相談課	
DV対策事業	男女共同参画課	②
権利擁護支援事業	地域・高年福祉課	
高齢者虐待防止ネットワーク事業	地域・高年福祉課	
養護老人ホーム入所支援事業	地域・高年福祉課	③

自立支援給付に関する事務	障害福祉課	
生活保護施行に関する事務	生活支援課	
中国残留邦人等支援事業	生活支援課	
生活困窮者自立相談支援事業	自立相談課	②
住居確保給付金	自立相談課	②
生活困窮者就労準備支援事業	自立相談課	②
生活困窮者家計改善支援事業	自立相談課	②
家庭児童相談室事業	こども福祉課	②
児童虐待防止事業	こども福祉課	①
子育て家庭ショートステイ事業	こども福祉課	②
母子・父子相談事業	こども福祉課	②
母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	こども福祉課	②
母子及び父子自立支援プログラム策定事業	こども福祉課	②
母子生活支援施設入所事業	こども福祉課	
随時相談	健康政策課・母子保健課	
いたみ健康・医療相談ダイヤル 24 事業	健康政策課・母子保健課	
啓発活動	健康政策課・母子保健課	
出生連絡票及び新生児訪問指導事業	母子保健課	②
養育支援家庭訪問事業	母子保健課	②
乳幼児訪問指導事業	母子保健課	②
個別相談	健康政策課・母子保健課	②
ほっとタイム ChiPs	母子保健課	②
利用者支援事業	次世代育成課 教育保育課 母子保健課 こども福祉課	②
産前・産後サポート事業	母子保健課	②
産後ケア事業	母子保健課	②
SC・SSW 活用事業（SSW）	学校教育課	①
教育相談事業	総合教育センター	①
学校保健推進事業	保健体育課	
健康教育推進事業	保健体育課	
若者自立支援相談	こども若者企画課	
子育て支援センター事業	次世代育成課	
生活安定対策事業	次世代育成課	
経営相談	商工労働課	②
労働相談	商工労働課	②
家賃等滞納整理対策	住宅政策課	

4 自殺対策の目標値と指標

(1) 計画の目標値

平成 29 年 7 月に見直された国の自殺総合対策大綱においては、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、当面の目標として、令和 8 年までに自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させることとされました。

したがって、本計画の目標としては、平成 27 年の本市の自殺死亡率 19.8（10 万人対自殺者数）からの 30%減少値である 13.9 とします。

指標	現状値 (H27 年)	目標値 (R10 年)	出展
自殺死亡率（10 万人対）の減少	19.8	13.9	厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 取組に関する評価指標

指標	現状値 (H31 年度)	目標値 (R10 年度)	出展
ゲートキーパー研修受講者のうち「ゲートキーパーについて理解できた」と回答した人の割合	100.0%	100%	職員向けゲートキーパー研修受講時アンケート
自分にはよいところがあると肯定的に回答した児童生徒の割合	77.9%	増加	教育委員会行政評価（全国学力・学習状況調査における児童・生徒質問紙）

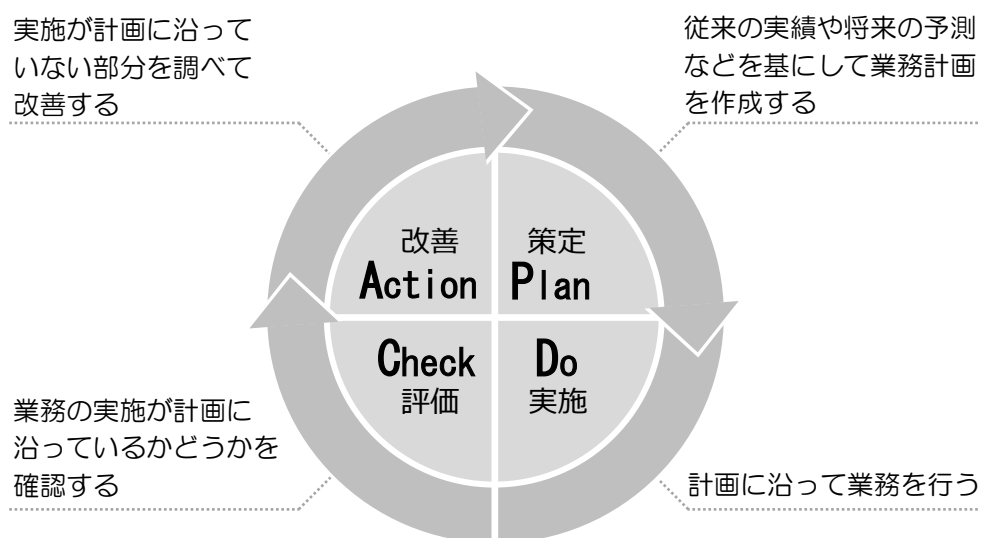
第 7 章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理及び評価・点検

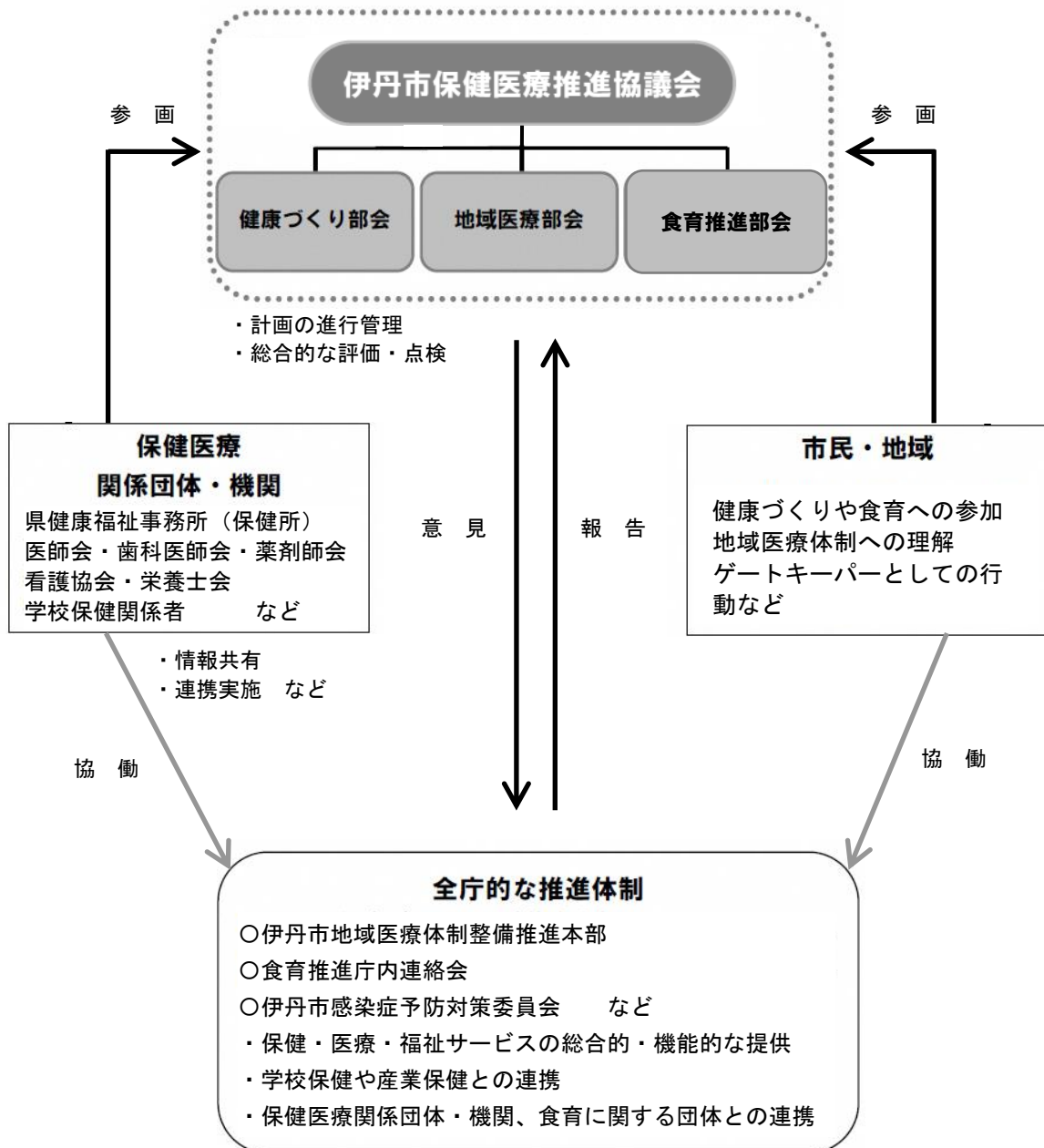
計画で設定した指標や取組み内容について、PDCAサイクルによる点検・評価を行い、継続的に計画の進捗管理をしていく必要があります。そのため、行政内部において、毎年度の進捗状況を把握するとともに、学識経験者や保健・医療・福祉関係者及び市民等で組織される「伊丹市保健医療推進協議会」において、進行管理を図り、総合的な評価・点検を行います。

数値目標達成状況の評価において、アンケート調査等によるデータ収集が必要となる指標には、計画年度である令和 10 年度までに必要な調査を実施します。

PDCAサイクルのイメージ



【 保健医療における推進体制 】



資料編

1 関連事業一覧

1 健康づくり・食育推進・保健医療分野

事業名	事業内容	対象ライフステージ						担当
		妊娠・ 出産期	乳幼 児期 0～5 歳	学童・ 思春期 6～18 歳	青・壮 年期 19～ 39 歳	中年期 40～ 64 歳	高年期 65 歳 以上	
児童虐待防止事業 (伊丹市要保護児童 対策地域協議会)	保護者からの相談への対応、児童虐待 早期発見のための研修の実施、市民へ の啓発、児童相談所への連絡と協力、 伊丹市要保護児童対策地域協議会の 開催	○	○	○				こども福祉課
すくすく育児相談	育児、乳幼児の身体発育・発達、栄養 等の相談対応 毎週月曜日（年末年始、祝日除く） 受付 13：15～15：15（予約制）、 保健師、栄養士等による面接相談を実施		○					母子保健課
健康教育事業	集団（成人・高齢者・母子など）を対象に健康問題を中心とした内容の意識啓発や学ぶ機会の提供		○	○	○	○	○	健康政策課 母子保健課
乳幼児健康診査事業	乳幼児とその保護者を対象に乳幼児 健診、各種相談を実施 子どもの成長・発達のため、保護者へ 適切な育児支援を提供		○					母子保健課
母子手帳交付	すこやかな妊娠と出産、育児支援のため に母子手帳を交付（妊婦助成券も同時 交付）	○						母子保健課
訪問保健指導事業 (母子)	妊婦、乳幼児と保護者を対象に保健 師、栄養士による家庭訪問を実施	○	○		○			母子保健課
健康教育推進事業	健康教育を推進するための研修、専門 家の招聘			○				保健体育課
学童等健康管理の 実施	学童等健康診断の実施			○				保健体育課
子育て情報誌「いた みすくすくぶっく」 「いたみすく すくマップ」発行 事業	就学前の子どものいる家庭に対し、妊 娠から就学前までの子育てに関する 情報を提供する 母子手帳交付時、就学前の子ども転入 時に配布する	○	○					次世代育成課
子育て支援センタ ー事業	子育て支援講座の開催、電話や個別相 談による子育て相談の実施		○					次世代育成課
地域における子育て 支援ひろば事業	就学前の子どもと保護者が集い、子育て についての情報交換や友だちづく りを進める場として、「むっくむっく ルーム」や「みんなのひろば」等を開 催する		○					次世代育成課
子育てサークルの 活動支援	子育てサークルへ子育てコンシェル ジュをアドバイザーとして派遣する。 また、サークルマップの作成、備品貸 与、活動場所の確保等を行い、地域の 子育てサークル活動を支援する。		○					次世代育成課

事業名	事業内容	対象ライフステージ						担当
		妊娠・ 出産期	乳幼 児期 0～5 歳	学童・ 思春期 6～18 歳	青・壮 年期 19～ 39 歳	中年期 40～ 64 歳	高年期 65 歳 以上	
父親の育児参加事業	毎月第3日曜日に、公共施設等で父親と子どもを対象とした子育て交流事業を実施する		○					次世代育成課
子育て支援センター利用者支援事業 基本Ⅰ型（子育て コンシェルジュ）	子ども及びその保護者又は妊婦が、自らの選択に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように子育て支援の情報提供・相談・援助を行う	○	○	○				次世代育成課
各施設における食育計画の策定・実施	各施設で、各年齢に応じた食育計画をたて、食に関して興味をもつように導く		○					幼児教育推進課
給食の実施	毎日の給食		○					幼児教育推進課
毎月の園だより・毎日の給食献立展示	毎月の園だより・毎日の給食献立展示		○					幼児教育推進課
野菜栽培・収穫・調理	年間を通じて数種類の野菜を育て、収穫したものを野外で調理し、実りに感謝し味わう		○					幼児教育推進課
地域子育て支援事業	子育てに対する身体的・身心的負担が増大している今日、育児不安の解消、子育て支援等保育所等の有する人的物的資源を地域に還元する支援策として神津こども園・わかばこども園・さくらだこども園で実施（園庭解放事業、育児不安についての相談事業、親子教室、食育に関する事業）他の保育所（園）においても、園庭解放、育児相談等を実施	○	○		○	○		幼児教育推進課
子ども事業	子どもの心身の健やかな成長を支援する体験型事業		○	○				公民館
家庭教育支援事業	保護者が安心感と自信をもって家庭教育を施し、子どもとともに成長するための学びを支援する事業		○	○	○	○		公民館
公園緑地等の整備	老朽化した公園施設の更新に併せて健康遊具（大人用）の新設又は更新を実施				○	○	○	公園課
単位老人クラブ事業補助金	単位老人クラブが実施している「いきいき100歳体操」などの事業に対し支援						○	地域・高年福祉課
健康教育事業	高齢者がフレイル予防や介護予防について学ぶために、市が講座を企画して実施するほか、地域の団体からの要望により地域包括支援センターが講座を提供						○	介護保険課
いきいき百歳体操	身近な地域で住民が定期的に集まり、高齢者の運動プログラムとして開発された「いきいき百歳体操」を行うことで、筋力の維持・向上を図るとともに						○	介護保険課

事業名	事業内容	対象ライフステージ						担当
		妊娠・ 出産期	乳幼 児期 0～5 歳	学童・ 思春期 6～18 歳	青・壮 年期 19～ 39 歳	中年期 40～ 64 歳	高年期 65 歳 以上	
	に、人との交流の場・支え合いの場づくりとなる活動を支援							
健康教育事業	高齢者のフレイル予防のための「栄養・食生活」をテーマにした講座を実施するほか、地域の通いの場を栄養士等が巡回してミニ講座を実施。また、地域の団体からの要望により地域包括支援センターが講座を提供						○	介護保険課
健康教育事業	高齢者の口腔フレイル予防を目的とした講座を実施。また、「いきいき百歳体操」実施グループを対象に口腔機能向上を目的とした「かみかみ百歳体操」の実施を勧奨するほか、市ホームページにおいても動画を公開し広く市民に啓発を実施						○	介護保険課
認知症サポーター養成講座	認知症になっても住み慣れた地域で生活ができるよう、認知症について正しく理解し、地域や職域で、認知症の人や家族をあたたく見守り、自分にできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成するための講座を開催			○	○	○	○	介護保険課
運動推進事業	ダイエット体操・フレイル予防体操の啓発				○	○	○	健康政策課
健康教育事業	集団（成人・高齢者・母子など）を対象健康問題を中心とした内容の意識啓発や学ぶ機会の提供			○	○	○	○	健康政策課
成人健康診査事業	①市国保特定健康診査の実施 ②市国保人間ドック費用助成 ③後期高齢者健康診査の実施 ④伊丹市基本健康診査の実施（40 歳以上の生活保護世帯の者及び 40 歳以上の支援給付受給者対象） ⑤各種がん検診の実施（子宮頸がん検診は 20 歳以上、前立腺がん検診は 50 歳以上の市民対象） ⑥胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん検診は 40 歳以上の市民対象） ⑦肝炎ウイルス検査（40 歳以上の市民対象） ⑧30 歳代の健診の実施（30 歳代の市民対象） ⑨市民総合歯科健診の実施（20 歳以上の市民と妊婦対象）				○	○	○	健康政策課
訪問保健指導事業（成人）	健康診査等の受診者で健診結果が要指導または要医療域にある市民対象。保健師等が家庭訪問と併せて、電話や手紙による保健指導や栄養指導、受診勧奨を実施				○	○	○	健康政策課
いたみ健康チャージポイント事業	市民が「継続して」「自発的に」健康づくりに取り組むためのインセンティブとして、健康づくり関連事業への参加や個人の健康習慣に対して「いたみ健康チャージポイント」を付与し、				○	○	○	健康政策課

事業名	事業内容	対象ライフステージ						担当
		妊娠・ 出産期	乳幼 児期 0～5 歳	学童・ 思春期 6～18 歳	青・壮 年期 19～ 39 歳	中年期 40～ 64 歳	高年期 65 歳 以上	
	貯まったポイントで特典に応募できる仕組みを作る							
伊丹を歩こうワン デーウォーキング	市民団体「いたみアピールプラン推進協議会」と伊丹市が主催するウォーキングイベント。美しい日本の歩きとなる道500選に選ばれた「伊丹・水と緑とバラのみち」の一部を巡り、伊丹の素晴らしい自然・歴史資源を再発見・再認識していただく		○	○	○	○	○	空港・にぎわい課
スポーツの活動支援	各スポーツクラブ21の活動支援。			○	○	○	○	スポーツ振興課
生涯スポーツに向けた環境整備	一般市民の参加が中心となるスポーツ大会やイベント等の積極的な実施。		○	○	○	○	○	スポーツ振興課
伊丹市スポーツ推進計画ハード事業	市内体育施設の老朽化に伴い計画的な整備を行う。			○	○	○	○	スポーツ振興課
市民講座	食や健康に関する講座				○	○	○	公民館
栄養改善教室	自分の健康状態が気になる市民や食生活改善に興味がある市民を対象として、食習慣をどのように改善すればよいかを考え実行できるよう、テーマ別に講義と調理実習を盛り込んだ栄養教室。				○	○		健康政策課
観光農園・学童農園事業	農家の指導のもと、市民・学童の農作業体験を実施		○	○	○	○	○	農業政策課
地産地消促進事業	イベント等通じて市内産農産物の販売や地産地消PRを実施。		○	○	○	○	○	農業政策課
学校給食での市内産農産物提供推進事業	小中学校給食センター、JA 兵庫六甲などと連携し、学校給食での市内産農産物提供を推進			○				農業政策課
健全な食生活推進事業	「食に関する全体計画」、「年間指導計画」の策定			○				保健体育課
健全な食生活推進事業	夏休みに学校の調理室を使った「おやこ料理教室」の実施 (R4～) 給食メニューの調理動画公開			○				保健体育課 学校給食センター
健全な食生活推進事業	栄養教諭等や調理員を活用した指導、研修			○				保健体育課 学校給食センター
健全な食生活推進事業	給食献立の工夫			○				学校給食センター 保健体育課
学校給食の啓発	「給食だより」・「献立表(いきいき)」・「食育だより」などの配布			○				学校給食センター 保健体育課
各施設における食育計画の策定・実施	各施設で、各年齢に応じた食育計画をたて、食に関して興味をもつように導く		○					幼児教育推進課
給食の実施	毎日の給食		○					幼児教育推進課
毎月の園だより・毎日の給食献立展示	毎月の園だより・毎日の給食献立展示		○					幼児教育推進課
野菜栽培・収穫・調理	年間を通じて数種類の野菜を育て、収穫したものを野外で調理し、実りに感謝し味わう		○					幼児教育推進課

事業名	事業内容	対象ライフステージ						担当
		妊娠・ 出産期	乳幼 児期	学童・ 思春期	青・壮 年期	中年期	高年期	
			0～5 歳	6～18 歳	19～ 39 歳	40～ 64 歳	65 歳 以上	
早寝早起き朝ごはん事業	啓発活動等通じて「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進し、小中学生の朝ごはん摂取率を上げる		○	○				社会教育課
各種講座・啓発等	【講座等】各種講座等の実施 (消費者カアップ講座、くらしの講座、親子クッキング、手作り味噌講習会)		○	○	○	○	○	消費生活センター
病診連携の推進	病診連携の充実、病病連携の充実、介護施設などとの連携充実	○	○	○	○	○	○	市立伊丹病院
市民公開講座	転倒予防、がん治療、アレルギー等、市民の健康に関する講座を医師等が講師となり行う		○	○	○	○	○	市立伊丹病院
院内研修・サーベランスの実施	地域医療従事者へ開放した、感染対策・医療安全・情報セキュリティ研修の実施 地域医療機関との感染対策におけるサーベランスの実施	○	○	○	○	○	○	市立伊丹病院
市立伊丹病院中期事業計画	各診療科ヒアリングをもとに市立伊丹病院改革プランを引継ぎ作成	○	○	○	○	○	○	市立伊丹病院
休日応急診療所運営事業	休日等における内科の応急的な医療の提供			○	○	○	○	健康政策課
阪神北広域こども急病センター運営事業	休日・夜間等の小児急病患者の診療・電話相談、救急医療啓発事業 等	○	○	○				健康政策課
24 時間健康・医療相談事業	伊丹市民を対象に、24 時間年中無休体制で看護師等による電話相談を実施	○	○	○	○	○	○	健康政策課

2 自殺対策分野

計画における項目	実施内容	担当課	重点項目
基本施策1 地域におけるネットワークの強化			
民生委員・児童委員等活動支援事業	民生委員・児童委員一人ひとりの持続可能な地域福祉活動を、民生委員児童委員連合会を通じて、社会福祉協議会と連携し、支援する。	地域・高齢福祉課	③
高齢者実態調査事業	支援が必要な高齢者のニーズ把握や緊急時対応の資料とするため、一人暮らし高齢者等を対象に、民生委員児童委員による訪問調査を行う。	地域・高齢福祉課	③
高齢者総合相談	窓口・電話等において受け付けた高齢者の相談について、地域包括支援センター等関係機関と連携を図りながら支援する。	地域・高齢福祉課	③
福祉サポーターポイント事業	福祉サポーターとして登録した高齢者が介護施設等でのボランティア活動を通じて、社会参加や地域貢献を行うことで、生きがいづくりに寄与し、自殺リスクの軽減を図る。	地域・高齢福祉課	
共生福祉社会推進庁内連携会議の開催	すべての市民が住み慣れた地域の中で、人としての尊厳を持ち、いきいきとそれぞれの個性を発揮しながら、ともに支え合うことで自立・自律した生活が送れる「共生福祉社会」の実現に向けて、包括的な支援体制の整備等について協議する。	共生福祉社会推進担当健康政策課 自立相談課	
地域包括支援センター事業	高齢者の総合相談窓口として、介護や生活支援、保健・医療、権利擁護等の相談支援を関係者と連携して実施する。	介護保険課	③
介護給付及び地域支援事業に関する事務	訪問介護等の介護サービスを利用することによって、介護負担の軽減を図る。	介護保険課	
市町村特別給付 認知症高齢者見守り等サービス	本市独自の保険給付で、在宅の認知症高齢者に対して見守り等を行うことで、介護者の負担軽減と高齢者の要介護状態の悪化防止を図る。	介護保険課	
認知症カフェの設置	認知症の人や家族、地域住民、専門家など誰もが気軽に集える居場所として認知症カフェの設置を支援することにより、情報交換や悩み事の相談、地域の人と相互理解を深め、孤立予防や介護負担感の軽減をはかる。	介護保険課	
認知症地域支援推進事業	認知症に係る医療・介護等の連携強化や、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることにより、認知症高齢者及び家族の孤立防止や介護負担軽減に寄与する。	介護保険課	
いきいき百歳体操	身近な地域で友人や知人、地域住民が定期的（週1回程度）に集まり「いきいき百歳体操」を行うことで、筋力の維持・向上を図るとともに、人との交流の場・支え合いの場となり、心身の健康づくりにつながる。	介護保険課	
市立障害者福祉センター（アイ愛センター）管理運営事業	心身障がい者に対して、研修、相談、教養、スポーツ・レクリエーション、機能回復訓練や障がい者相互の交流や地域、ボランティアとのふれあいの場を提供することにより、障がい者の自立や社会参加を促進する。	障害福祉課	
障害者差別解消推進事業	障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害福祉課に相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う。	障害福祉課	
障害者虐待の対応	障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置	障害福祉課	
障害者相談員による相談業務（身体・知的・精神障害者相談員）	行政より委託した障害者相談員による相談業務	障害福祉課	
修学支援事業	教員OBである修学支援員が、子どもや保護者に対する訪問、面談を通じた生活支援・学習方法等の支援・家庭環境支援・学校等との連携などの支援を実施	自立相談課	①
養育支援ネット事業	産後うつなどの疑いがある産婦や養育上困難な状況を抱えた産婦、低体重児や疾患をもって出生した児等について、医療機関と連携して支援する。医療機関からの連絡を受けて、保健師が訪問指導等により継続的に支援する。	母子保健課	

計画における項目	実施内容	担当課	重点項目
伊丹市いじめ防止等対策審議会（いじめ・不登校総合対策推進事業）	いじめ防止等対策審議会、いじめ防止フォーラムの開催や伊丹市いじめ防止等のための基本方針の見直しを通じて、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に向けた継続的な取組を行う。また、不登校や暴力行為等の生徒指導上のあらゆる課題に対して、学校問題解決支援チームによる迅速な対応を図る。	学校教育課	
SC・SSW 活用事業（SSW）	スクールソーシャルワーカーを各学校園に派遣し、課題を抱える児童生徒について、学校園と家庭、関係機関等との連絡や調整を行い、課題の背景にある学校園・家庭に関わる環境改善を図る。	学校教育課	①
トライやる・ウィーク推進事業	市内の全中学校2年生が、職場体験活動・農林水産体験活動・福祉ボランティア活動などの体験活動を1週間行う。地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、自律性を高めるなど、「生きる力」の育成を図る。	学校教育課	
生徒指導担当者会（生徒指導連絡協議会）	生徒指導担当者会による関係機関との連携強化・家庭、地域、関係機関との連携による問題行動等の未然防止、早期対応を図る。	学校教育課	①
放課後児童くらぶ事業	保護者が就労等により、家庭に不在の放課後や長期休業中において児童に適切な生活の場を提供し、健全育成を図る。	次世代育成課	
地域における子育て支援ひろば事業	就学前の子どもと保護者が自由に集い、子育てについての情報交換や友達づくりを進める場として「むっくむっくルーム」や「みんなのひろば」等を開催することで、集団のなかで育ちあい、学びあう機会を提供し、積極的に子育てを楽しめるようにするとともに、子どもの健やかな育ちを促進する。	次世代育成課	
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの赤ちゃんのいる全ての家庭を訪問し、子育て支援の情報提供を行う他、養育環境の把握に努める。	こども福祉課	
子育て世帯訪問支援事業	養育困難な家庭や虐待につながる恐れのある家庭に家事支援のヘルパーを派遣し、養育環境の改善を図る。	こども福祉課	②
助産施設入所事業	妊産婦が経済的理由により、入院・助産を受けられないときに、妊産婦に対して助産施設にて助産を行う。	こども福祉課	
基本施策2 気づきを促す知識の普及とゲートキーパーの育成			
介護人材確保事業（介護人材マッチング機能強化事業）	介護コンシェルジュがハローワークと連携して求職者と求人事業者とのマッチングを行い、介護人材の確保を図ることで、介護サービスの充実をめざし、介護者の負担軽減に寄与する。	介護保険課	
家族介護教室事業	介護に関する知識や情報の提供、介護者の健康増進に係る学習をすることにより、介護者の負担軽減を図る。	介護保険課	
認知症サポーター養成講座	認知症について正しい知識や理解をもつ「認知症サポーター」を養成することで、地域において認知症高齢者や家族への孤立化を防止し、住み慣れた地域でできる限り生活を継続できるように支援する。	介護保険課	
ゲートキーパー研修	市職員等を対象に、ゲートキーパー研修の実施。（1回／年）自殺リスクが高い人のサインに気づき、声をかけ傾聴し、必要に応じて専門家に連携できるゲートキーパーの役割を担う人材を養成する。	健康政策課	
教職員のための各種講座及び研修・研究活動	教職員の専門的知識の習得や実践的指導力、社会の変化に対応した指導力の向上を図る。	総合教育センター	①
基本施策3 生きることの包括的な支援（促進要因への支援）			
職員のメンタルヘルス対策事業	メンタルヘルス研修会・ストレスチェック事業・産業医相談・保健師相談・カウンセリング相談事業・新規採用職員の個別面談等	研修厚生課	
市民相談事業	法律相談、生活相談等各種相談	市民相談課	
DV対策事業	配偶者暴力相談支援センターによる相談業務や啓発活動を通じて被害者支援や市民の人権意識の向上を図る。	男女共同参画課	②

計画における項目	実施内容	担当課	重点項目
権利擁護支援事業	認知症高齢者等の成年後見制度や福祉サービス利用支援を行うことで、対象者の保護を図り、自立した日常生活の環境整備を支援する。	地域・高年福祉課	
高齢者虐待防止ネットワーク事業	高齢者の尊厳を保持するため、関係機関の連携を強化することにより、高齢者の虐待防止・早期発見に取り組む。	地域・高年福祉課	
養護老人ホーム入所支援事業	環境・経済的理由で居宅での生活が困難な高齢者へ安心できる暮らしを提供するため、必要に応じ養護老人ホームへの入所を支援する。	地域・高年福祉課	③
自立支援給付に関する事務	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、療養介護、就労定着支援、短期入所、共同生活援助、施設入所支援の給付を行う。	障害福祉課	
生活保護施行に関する事務	生活に困窮した市民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。	生活支援課	
中国残留邦人等支援事業	永住帰国した中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない世帯を対象に、支援給付費の支給や通訳派遣、日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	生活支援課	
生活困窮者自立相談支援事業	生活に困窮する方や、仕事を探している方、社会的に孤立している方に、本人の意思を確認しながら自立に向けた支援	自立相談課	②
住居確保給付金	離職2年以内または個人の都合によらず収入を得る機会が減少し、一定収入・貯蓄以下の家庭に対し、一定の就職活動の実施を要件として、求職期間中の家賃を支給する。原則3カ月、最大延長9カ月間	自立相談課	②
生活困窮者就労準備支援事業	就労準備支援員を配置し、すぐには一般就労が困難なものに対しセミナーや就労体験などを実施し、就労に向けた準備を支援	自立相談課	②
生活困窮者家計改善支援事業	家計相談支援員が世帯の収支状況を確認し、世帯の状況に応じたアドバイスや、負債の確認・整理に向けた支援を実施	自立相談課	②
家庭児童相談室事業	児童に関する様々な相談を受け、福祉サービスや関係機関へつなげるなど、児童福祉と児童の権利を擁護する。	こども福祉課	②
児童虐待防止事業	児童虐待の予防、早期発見、被虐待児童の保護、自立への支援を行う。	こども福祉課	①
子育て家庭ショートステイ事業	保護者の疾病、育児不安などの理由により、一時的な子どもの養育ができない時に、子どもを児童福祉施設・養護施設に預かり、子育ての援助を行う。	こども福祉課	②
母子・父子相談事業	母子家庭・父子家庭等からの相談を受け、適切な助言、関係機関との連携により、母子家庭及び父子家庭等の生活の安定と向上を図る。	こども福祉課	②
母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭・父子家庭のため、高等職業訓練促進給付金、自立支援訓練給付金を支給することにより、資格取得を促進し、就労支援を行う。	こども福祉課	②
母子及び父子自立支援プログラム策定事業	母子家庭・父子家庭に対して、関係機関と連携して就労支援プログラムを策定して就労を果し、自立に結びつけていく。	こども福祉課	②
母子生活支援施設入所事業	生活困窮等で保護が必要な母子世帯を、母子生活支援施設に入所させ、自立に向けた生活支援を行う。	こども福祉課	
随時相談	保健センター窓口における健康や育児等に関する相談への対応	健康政策課 母子保健課	
いたみ健康・医療相談ダイヤル24事業	看護師、保健師、医師などが24時間フリーダイヤルで、健康、医療に関する相談に応じる。	健康政策課 母子保健課	
啓発活動	9月 自殺予防週間、3月 自殺対策強化月間 ポスター掲示、広報紙等で、自殺予防記事や相談窓口の紹介掲載。	健康政策課 母子保健課	
出生連絡票及び新生児訪問指導事業	保護者から児の出生について連絡を受け、産後の不安や心身の状態について把握し、適切な支援につなぐきっかけとするとともに、概ね3か月までの児と保護者を対象に、家庭訪問による保健指導や相談支援を実施し、産後うつ予防や児の健全な成長発達を促進する。	母子保健課	②

計画における項目	実施内容	担当課	重点項目
養育支援家庭訪問事業	育児不安や育児困難感の高い保護者に対して、助産師が継続的に訪問指導や電話相談等により支援する。	母子保健課	②
乳幼児訪問指導事業	育児不安や困難感・負担感の高い保護者、養育上困難な状況を抱えている家庭、児の成長発達の見守りが必要な家庭に対して保健師が訪問指導を実施し、継続して支援する。	母子保健課	②
個別相談	幼児期の精神発達の経過観察や子育てについて相談支援を実施する。また、保護者の育児不安や育児困難感・負担感などの心の健康を支援するために、臨床心理士・児童精神科医による相談も実施。	母子保健課	②
ほっとタイム ChiPs	育児に不安や困難感・負担感をもつ保護者に対して、グループ支援を行う。参加者同士の相互作用によって、自身の心と向き合ったり、問題を解決する力を持てるように支援する事業。	母子保健課	②
利用者支援事業	子育て支援センター、教育保育課、こども総合支援センターが連携をとりながら、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援を提供する。	次世代育成課 教育保育課 母子保健課 こども福祉課	②
産前・産後サポート事業	妊娠・出産・子育てに関する悩み等に対して、助産師、保健師等の専門職が不安や悩みを傾聴し、相談支援を行う。あわせて、地域の母親同士の仲間づくりを促し、妊産婦が家庭や地域で孤立感なく安心して生活、育児ができる環境づくりを支援する。	母子保健課	②
産後ケア事業	産後に心身の不調や育児不安があるため、育児支援を特に必要とする母子に対して、母体の回復・育児指導等を行うことにより、母親の育児負担感の軽減を図り、安心して子育てができるよう支援を行う。	母子保健課	②
SC・SSW 活用事業 (SC)	臨床心理士等による専門的なカウンセリングを通して、児童生徒の心のケアの充実を図る。	学校教育課	①
教育相談事業	悩みのある幼児児童生徒及び保護者の心の安定を図り、心身の健全な発達を支援する。	総合教育センター	①
学校保健推進事業	各学校において、行事の際、看護師を適切に配置するなど、学校保健の環境を整備するとともに養護教諭等を対象にした研修会を実施するなど、学校保健の充実を図る。	保健体育課	
健康教育推進事業	エイズや性教育、がん教育等、健康教育の専門家を招聘した授業研究及び研修会を実施していく中で、児童生徒の健康な生活を営むための実践的能力の育成を図る。	保健体育課	
若者自立支援相談	教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などに関する支援を関係機関と連携して行う。不登校、ニート、ひきこもり等、困難を有する若者を関係機関と連携して支援する。	次世代育成課	
子育て支援センター事業	対象年齢別の子育て講座の開催や電話・来所等での子育て相談、子育てサークル活動の支援等により、乳幼児のいる在宅子育て家庭の親子の孤立感や不安感を払拭し、積極的に子育てを楽しめるようにするとともに、子どもの健やかな育ちを促進する。	次世代育成課	
生活安定対策事業	若年者の就労相談・就職面接会・就労支援セミナー等の実施	商工労働課	
経営相談	商工会議所と連携して、中小企業のような経営課題に対応した専門家による経営上のアドバイスを行うことで、事業者の経営力向上を図る	商工労働課	②
労働相談	社会保険労務士による、労働者・雇用主を対象とした労働相談を実施する。	商工労働課	②
家賃等滞納整理対策	伊丹市営住宅管理センターと連携し、家賃及び駐車料金等の滞納が発生しないよう電話催促等を行うと共に、滞納者には適宜支払いが行われるよう電話や面談による対応を実施。	住宅政策課	

2 計画見直しの経過等

(1) 伊丹市保健医療推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における保健医療及び食育に係る施策の総合的及び計画的な推進について協議するため、伊丹市保健医療推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 保健医療の推進に係る計画策定に関すること。
- (2) 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項及び第19条の2に規定する健康増進事業をいう。以下同じ。）及び健康診査（兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第25号）第3条の規定に基づく補助の対象とされる健康診査をいう。）を円滑及び効果的に推進するための方策に関すること。
- (3) 救急医療体制その他の地域医療体制の充実を図るための方策に関すること。
- (4) 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定する食育推進計画の策定及び食育を効果的に推進するための方策に関すること。
- (5) その他保健医療及び食育の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員の委嘱等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者とする。

- (1) 医療関係機関を代表する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関を代表する者
- (5) 市民
- (6) 本市の職員
- (7) 前号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、必要に応じ会議を招集し、主宰する。

(部会)

第8条 協議会に次に掲げる部会を置き、おおむね当該各号に定める事項を検討させる。

- (1) 健康づくり部会 健康増進事業等の実施計画、企画及び運営に関する事項
- (2) 地域医療部会 医療連携の推進及び救急医療体制の整備等に関する事項
- (3) 食育推進部会 食育推進事業の実施計画、企画及び運営に関する事項

(専門委員)

第9条 前条の各部会に専門事項に関し識見を有する者(以下「専門委員」という。)を15人以内で置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名し、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 専門委員が欠けた場合における補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第10条 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、当該部会の事務を掌理し、当該部会において協議した事項を協議会に報告する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する当該部会に属する委員が、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第11条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、健康福祉部保健医療推進室健康政策課が行う。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(伊丹市地域医療対策協議会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 伊丹市地域医療対策協議会設置要綱

(2) 伊丹市保健事業推進協議会設置要綱

(3) 伊丹市救急医療体制研究調査会要綱

(伊丹市保健事業推進協議会の委員の任期に関する経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日において従前の伊丹市保健事業推進協議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の伊丹市保健事業推進協議会設置要綱第4条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(伊丹市救急医療体制研究調査会の委員の任期に関する経過措置)

4 この要綱の施行の日の前日において従前の伊丹市救急医療体制研究調査会の委員である者の任期は、第2項の規定による廃止前の伊丹市救急医療体制研究調査会要綱第5条の規定にかかわらず、その日に満了する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(伊丹市食育推進プロジェクト会議設置要綱の廃止)

2 伊丹市食育推進プロジェクト会議設置要綱は、廃止する。

(2) 保健医療推進協議会及び各部会名簿（中間見直し時）

①伊丹市保健医療推進協議会委員名簿

区 分	所属団体等	氏 名	
委員	伊丹市医師会 会長	吉村 史郎	(会長)
委員	伊丹市歯科医師会 会長	中村 義盛	
委員	伊丹市薬剤師会 会長	千葉 一雅	
委員	近畿中央病院 院長	甲村 英二	
委員	兵庫県伊丹健康福祉事務所 所長	須藤 章	
委員	大阪公立大学 教授	都筑 千景	
委員	伊丹市栄養士会 会長	山本 國夫	
委員	コミュニティ笹原協議会 会長	宮内 正次	
委員	兵庫県看護協会	南 幸栄	
委員	NPO法人ゲートキーパー支援センター 理事長	竹内 志津香	
委員	公募市民	綱島 郁子	
委員	公募市民	笹原 祐介	
委員	市立伊丹病院 病院事業管理者	中田 精三	
委員	地域医療体制整備推進班 班長	田中 康之	
委員	学校教育部長	廣重 久美子	
委員	消防局長	福井 浩次	

②伊丹市保健医療推進協議会委員名簿＜健康づくり部会＞

区 分	所属団体等	氏 名	
委員	兵庫県伊丹健康福祉事務所 所長	須藤 章	
委員	大阪公立大学 教授	都筑 千景	(部会長)
委員	伊丹市栄養士会 会長	山本 國夫	
委員	コミュニティ笹原協議会 会長	宮内 正次	
委員	公募市民	綱島 郁子	
委員	公募市民	笹原 祐介	
委員	NPO法人 ゲートキーパー支援センター 理事長	竹内 志津香	
専門委員	伊丹市医師会 副会長	小坂 正	
専門委員	伊丹市歯科医師会 地域保健担当理事	近藤 正之	
専門委員	教育委員会事務局学校教育部保健体育課長	吉川 暁宙	

③伊丹市保健医療推進協議会委員名簿＜地域医療部会＞

区 分	所属団体等	氏 名	
委員	伊丹市歯科医師会 会長	中村 義盛	
委員	近畿中央病院 院長	甲村 英二	
委員	兵庫県伊丹健康福祉事務所 所長	須藤 章	(部会長)
委員	地域医療体制整備推進班 班長	田中 康之	
委員	伊丹市薬剤師会 副会長	千葉 一雅	
専門委員	伊丹市医師会 理事	弓場 雅夫	
専門委員	兵庫県看護協会 阪神北支部代表補佐	大西 アイ子	
専門委員	伊丹市民生委員児童委員連合会 副会長	岸本 恭子	
専門委員	市立伊丹病院 病院長	筒井 秀作	
専門委員	消防局警防室 室長	米澤 嘉人	
専門委員	伊丹市社会福祉事業団 法人経営本部長	森 英児	

②伊丹市保健医療推進協議会委員名簿＜食育推進部会＞

区 分	所属団体等	氏 名	
委員	公募市民	綱島 郁子	
委員	伊丹市栄養士会 会長	山本 國夫	(部会長)
専門委員	特定非営利活動法人まちづくりステーションきらめき 職員	乾 容子	
専門委員	伊丹消費者協会 会長	大西 行美	
専門委員	伊丹健康福祉事務所 健康管理課主任	奥野 千明	
専門委員	伊丹サツマイモ研究会 会長	阪上 芳孝	
専門委員	伊丹市PTA連合会 会計	清水 智枝	
専門委員	食の未来を創る会 会長	西浦 有衣子	

(3) 中間見直し検討経緯

日程	会議名等	主な協議内容等
令和6年 10月24日	第1回伊丹市保健 医療推進協議会	①伊丹市健康づくり計画の見直し及び進捗報告について ②計画策定のスケジュールについて
令和6年 11月22日	健康づくり部会	①伊丹市健康づくり計画、すくすくプラン・すこやかプラン・自殺対策分野の進捗報告等について ②伊丹市健康づくり計画の見直し(案)について
令和6年 11月25日	地域医療部会	①伊丹市健康づくり計画、保健医療分野の見直し(案)について
令和6年 11月26日	食育推進部会	①食育推進の体制及び取組について ②伊丹市健康づくり計画、食育推進分野(いたみ食育プラン)について
令和6年 12月3日	第2回伊丹市保健 医療推進協議会	①伊丹市健康づくり計画見直し(案)の素案について